

平成29年2月熊野市議会定例会

平成29年度
熊野市長施政方針

平成29年2月27日

平成 29 年度 施政方針（目次）

1	まちづくりの方向	1
1)	市政運営とまちづくりの基本方針	
2)	市を取り巻く状況及びまちづくりの課題と方向	
2	予算編成の概要	5
1)	国の予算	
2)	地方財政	
3)	熊野市の予算	
3	施策の概要	8
1)	特別項目「地方創生」への取り組み	
2)	大要 1「活力再生に向けた地域資源を活用した産業振興」	
3)	大要 2「暮らしや生活の安心確保に向けた福祉・健康づくり・子育て支援」	
4)	大要 3「質の高い教育と文化の創造」	
5)	大要 4「安全・安心な暮らしの確保と交通体系の整備による利便性の向上」	
6)	大要 5「市民と行政の協働によるまちづくり」	
4	主な施策	
	特別項目「地方創生」－人口減少対策等に向けた取り組み	
(1)	人口流出抑制対策（市長公室、農業振興課、林業振興課、水産・商工振興課 観光スポーツ交流課、地域振興課）	25
(2)	人口流入増加対策（市長公室、関係課）	26
(3)	人口増加対策（福祉事務所、教育委員会）	27
(4)	若者・女性及び元気な高齢者の活躍（健康・長寿課、関係課）	28
(5)	外部人材、I J Uターン者の積極的な受入など（市長公室、関係課）	28
	第 1「活力再生に向けた地域資源を活用した産業振興」	
1)	集客等	
(1)	観光による集客交流（観光スポーツ交流課、地域振興課）	28
(2)	スポーツによる集客交流（観光スポーツ交流課）	31
2)	輸出等	
(1)	農業の振興・特産品等（農業振興課、地域振興課）	33
(2)	林業の振興（林業振興課）	37
(3)	水産業の振興（水産・商工振興課）	39
(4)	商工業の振興（水産・商工振興課）	40
(5)	輸出の促進（水産・商工振興課）	40
(6)	雇用の創出・確保（水産・商工振興課）	41

第2「暮らしや生活の安心確保に向けた福祉・健康づくり・子育て支援」

1) 支え合い助け合う福祉の充実に向けて

(1) 高齢者福祉（健康・長寿課）	42
(2) 障がい者福祉等（福祉事務所）	44

2) 健康長寿の推進に向けて

(1) 健康づくり（健康・長寿課）	45
(2) 国民健康保険事業（市民保険課）	47
(3) 後期高齢者医療（市民保険課）	48
(4) 福祉医療費助成制度（市民保険課）	48
(5) 医療体制〔地域医療・救急医療・救急業務〕 （健康・長寿課、消防本部）	49

3) 少子化対策について

(1) 保育サービス（福祉事務所）	51
(2) 子育て支援・ひとり親家庭支援 （福祉事務所、健康・長寿課、水産・商工振興課）	52
(3) 婚活支援（福祉事務所）	54

第3「質の高い教育と文化の創造」

（人権尊重、生涯学習、文化芸術・スポーツ推進、国際化）

1) 総合教育会議の開催（教育委員会）	54
2) 人権尊重社会の形成に向けて（市民保険課、教育委員会、市長公室）	55
3) 生涯学習社会の形成に向けて	
(1) 学校教育（教育委員会）	56
(2) 社会教育（教育委員会）	59
(3) スポーツ推進・生涯スポーツ（教育委員会）	61
4) 市民文化の創造に向けて	
(1) 文化芸術（教育委員会）	61
(2) 国際交流（市長公室、教育委員会）	62
(3) 地域間交流（市長公室）	62

第4「安全・安心な暮らしの確保と交通体系の整備による利便性の向上」

（環境対策、花いっぱい運動、防災対策、社会基盤の整備等）

1) 美しい環境と空気、水、自然を守るための環境にやさしい取り組みの推進 （環境対策課）	63
2) 美しく魅力ある景観の整備に向けて	
(1) 市街地整備（建設課、市長公室）	65
(2) 花いっぱい運動（市長公室）	66
(3) 公園整備等（建設課）	66

3) 安全で快適な居住環境の充実に向けて

(1) 風水害・地震・津波対策、災害復旧、河川改修、砂防事業 (防災対策推進課、建設課)	67
(2) 消防業務 (消防本部)	70
(3) 防犯対策 (市民保険課)	72
(4) 交通安全対策 (市民保険課)	72
(5) 消費生活 (市民保険課)	72

4) 生活基盤の整備、道路(高速道路～生活道路)・排水路等の整備

(1) 住宅・住環境 (建設課)	73
(2) 道路網整備 (建設課)	73
(3) 公共交通等の確保 (市長公室)	75

第5「市民と行政の協働によるまちづくり」

(市民が主役のまちづくりの実践、市民サービスの向上・行政の効率化への取り組み)

1) 市民と行政の協働によるまちづくりに向けて

(1) 議会中継・議員活動の充実強化・市民参加の推進等 (議会事務局、市長公室、市民保険課)	76
(2) 地域おこし協力隊・まちづくり協議会等 (市長公室)	77

2) 市民本位の行政に向けて

(1) 総合計画 (市長公室)	78
(2) 効率的・効果的な行政システム、健全な行財政運営 (総務課、市長公室)	79
(3) 職員の資質向上 (総務課)	79
(4) 行政サービスの向上 (市民保険課、市長公室、総務課、健康・長寿課)	80
(5) 電子自治体等地域情報化 (総務課、市長公室)	81

5 おわりに	82
--------	----

平成 29 年 度 施 政 方 針

平成 29 年 2 月熊野市議会定例会の開会にあたり、市政運営の基本方針を明らかにするとともに、平成 29 年度予算案について、その概要をご説明申し上げます。

1 まちづくりの方向

1) 市政運営とまちづくりの基本方針

私は、熊野市長に就任以来「市民が主役のまちづくり」を基本とし、一貫して「市民本位」という考えに基づく市政運営に努め、議員の皆さん、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、市の課題に真摯に向き合い市勢発展に全力を傾注してまいりました。

今後の市政についても、これまでの市長としての経験を生かし、時代の変化や要請に的確に対応できる柔軟な発想と、未来を展望する広い視野を持ち、「熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や市のまちづくりの根幹である第 1 次熊野市総合計画に掲げられた「豊かな自然と歴史の中で人がかがやく、活力と潤いのあるまち・熊野」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

市のまちづくりにあたっては、総合計画の基本理念である「市民が主役、地域が主体のまちづくり」を進めるため、市民の皆さんからいただいた様々なご意見を市政に反映し、市民の皆さんのご要望やニーズを踏まえ、市の発展、福祉の向上に必要な各分野の施策をより効果的にスピード感をもって実行してまいりたいと考えております。

特に、「熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少対策を中心に様々な取り組みを引き続き強力に進めるとともに、平成 29 年度からは人口流出抑制対策のための働く場・雇用の創出に一層重点をおいて取り組んでまいります。「地方創生

への挑戦」として市町村競争を勝ち抜き、生き残っていくため市の総力を挙げて大胆かつ積極的に施策を打ち出してまいります。

2) 市を取り巻く状況及びまちづくりの課題と方向

国においては、安倍政権が「力強く成長し続ける」、「安全・安心」、「1億総活躍」などの国創りを政策の柱として掲げています。これまで経済政策では、アベノミクスとして3本の矢が放たれ経済の好循環が生まれていると一定の評価がなされているところで

す。しかしながら世界情勢では、英国のEU離脱や米国の新大統領の就任などによる金融をはじめ世界経済は、依然不安定で先行き不透明な状況となっており、今後の動向に注意が必要であると考えています。

県においては、昨年5月に「伊勢志摩サミット」が無事に開催され、国内外の人びとに三重県を知っていただく絶好の機会となりました。鈴木知事もこの成果を今後積極的に生かしていくことが重要とのことで、特に国際会議の誘致や食のグローバル市場への進出など、ポストサミットの取り組みを全力で進めていくとしています。

一方、県財政が深刻な状況に置かれているとして事務事業などの見直しが行われており、市への影響など注視してまいります。

市においては、高齢化率が41%を超え国の約27%より大幅に高く国のおよそ50年先に行く「超・超高齢社会」となっており、若者定住や安心・安全の確保など課題が山積しています。

このように人口減少が急速に進むことは、誰も予想だにしない状況であり、このまま何もしなければ地域社会の維持が非常に難しくなり「集落の崩壊」、「地域の伝統文化の消失」が避けて通れない状況を迎えようとしています。

一方、高速道路が開通したことなどにより熊野古道や花の窟、

鬼ヶ城などへの観光客の増加が今後も期待できるほか、和歌山県・奈良県の国道 311 号が改良されたことから丸山千枚田、赤木城跡への観光客が増加しており、観光をはじめ、市の産業・経済全般において大きな発展のチャンスが訪れています。さらに昨年 10 月に道の駅に認定された「熊野・花の窟」にはこれまで以上に多くの観光客が訪れています。こうしたチャンスを逃すことなく、あらゆる分野における施策を力強く進めてまいります。

特に国では、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、自分たちの未来を、自分たちの創意工夫で切り拓く、地方の意欲的なチャレンジを、「地方創生関連の交付金」などによって応援していくとしています。

このような市を取り巻く情勢の変化や国の動きを踏まえ、本市におきましても「熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 5 つの基本施策である①人口流出抑制対策、②人口流入増加対策、③人口増加対策、④若者・女性及び元気な高齢者の活躍、⑤外部人材、IJU ターン者の積極的な受入などを中心として、それらの効果を着実に実現できるようこれまで以上に創意工夫をこらし、力強く取り組みを進めてまいります。

市内各地にあるまだ活用されていない観光資源や空き家、有休地、歴史・文化などの地域資源を掘り起こし、さらには、使用されていない学校等の公共施設の活用を図り、集客交流はもちろんのこと、幅広く産業・経済の振興を図ってまいりたいと考えております。

超・超高齢社会となった今、「安心していつまでも健康に暮らせる福祉社会」を実現していくためには、若い世代だけでなく、元気な高齢者の皆さんが見守りなど助けを必要とする高齢者の皆さんを支えるという「支え助け合い」が、これまで以上に重要となっています。さらに、高齢者の皆さん一人ひとりに対し医療・介護・生活支援などを一体的に提供できる包括支援体制の早急な構築が求められています。

市民の皆さんの病気や介護の「予防」にも重点を置いた地域

ぐるみでの健康づくりがますます重要となっています。

健康でいることは、市民の皆さんご自身や家族のためだけではなく子供や孫の世代のためにも、市民一人ひとりの責務と言っても過言ではありません。

行政としても、「歩く」など気軽にできる健康づくりを進めるとともに、若い世代の結婚・出産・子育てにおいては「熊野市こどもは宝・未来への希望基金」事業等により全国的にもトップレベルの手厚い支援を引き続き行ってまいります。

今後、発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波や豪雨などに備え、全市民が生き抜くための防災対策も最重要課題の1つに位置付け、災害時には、誰が何をすべきかを行政、事業者、市民の皆さんと共に考え安全確保を図ってまいります。

このように、平成29年度も市政においては、「地方創生」への対策をはじめ、引き続き「働く場の創出を目的とする産業の振興」「福祉・健康づくり・子育て支援」「万全な防災対策」の3点を大きな柱として、教育・文化、環境等々まちづくりの多くの課題に対応するため様々な取り組みを進めてまいります。

しかしながら、これらの取り組みを推進していくためには、多額な資金需要が生じることから、職員一人ひとりが自らコスト意識を持ち、これまで以上に行財政の効率化に努め、健全財政を維持しながらも成果・結果が達成できるよう積極的な姿勢でまちづくりに取り組んでまいります。

以上のような市政運営の基本方針、まちづくりの方向により「活力があり、安心して暮らせる熊野市」の実現を図るため、当初予算総額 126 億円の大型の一般会計予算を編成し施策を実施してまいります。

2 予算編成の概要

次に予算編成の概要について、ご説明申し上げます。

1) 国の予算

国は平成 29 年度予算について、「経済・財政再生計画」2 年目の予算として、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算としています。一億総活躍社会を実現し、成長と分配の好循環を強化するため、保育士・介護人材等の処遇改善、待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大、年金の受給資格期間の短縮等を行うとともに、成長力を高めるような施策への重点配分、科学技術振興費の伸長など、経済再生に直結する取り組みを推進し、賃金アップを図る企業への助成、非正規労働者の正社員転換や待遇改善に取り組む企業への支援を行って、働き方改革を推進する、としています。

また、財政健全化のため、一般歳出の伸びを抑制するとともに、社会保障の持続可能性を確保するため、高額療養費・高額介護サービス、後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し等を推進し、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制する、としています。

このような方針に基づいて編成された平成 29 年度国の一般会計予算は、総額 97 兆 4,547 億円、前年度より 7,329 億円、0.8%増で、国債費を除く基礎的財政収支対象経費は、73 兆 9,262 億円、前年度より 8,165 億円、1.1%増となっております。

2) 地方財政

地方財政につきましては、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額については平成 28 年度を 0.4 兆円上回る額を確保するとしています。しかし、地方交付税につきましては、地方税収の伸びを反映して、前年

度に比べて 3,705 億円、2.2%の減額となっております。

地方財政計画における歳入歳出規模は 86 兆 6,100 億円、対前年度比 1.0%の増、投資的経費のうち地方単独事業は 5 兆 6,300 億円、3.6%の増となっております。

3) 熊野市の予算

このような情勢の中、編成いたしました本市の平成 29 年度一般会計予算につきましては、総額 126 億 5,288 万 6 千円、平成 28 年度当初予算と比較して、1.4%減となっておりますが、平成 28 年度予算に引き続いて大型の予算編成となっております。

歳入につきましては、地方財政の根幹となるべき市税収入が人口減に伴う納税義務者の減少などにより、総額 15 億 5,864 万 9 千円、対前年度比 1.6%減となっております。

また、歳入の約 40%を占める地方交付税におきましては、平成 28 年度から合併による優遇措置（合併算定替）が終了し、5 年間の激変緩和期間に入りましたが、過去の交付実績を参考に前年度に比べ 4 億円増の 51 億円、対前年度比 8.5%増となっております。しかし、126 億円を超える大型予算を編成したことなどから、財政調整基金の取り崩しで財源の確保をいたしているところであります。

一方、歳出につきましては、働く場の創出に向けた産業振興の取り組みをこれまで以上に強力に推し進めるため、「熊野市地方創生雇用創出基金」を設け、市外からの企業立地及び市内事業者の事業拡大を支援する財源を確保します。

大型建設事業についても、防災公園整備事業、遊木漁港機能強化事業を予算化しているほか、側溝・舗装修繕事業や橋梁長寿命化修繕計画事業など生活に密着した道路の改良・修繕をはじめとする生活環境の整備にも力を入れております。

さらに、人口流出抑制・流入増加対策のための生産基盤整備、輸出力強化、集客交流、移住定住促進、全国的にもトップレベ

ルの子育て支援施策、市民がいつまでも安心して生活できるための高齢者対策、健康づくり事業、ソフト・ハードの両面で様々な施策を盛り込む防災対策、市内全域においての交通手段の確保等にも配慮したきめ細かな予算編成となっております。

3 施策の大要

次に施策の大要について、特別項目として「地方創生」に関連して取り組む施策と総合計画の分野別にご説明申し上げます。

1) 特別項目「地方創生」への取り組みについて

国では、人口急減・超高齢社会を迎え「地方創生」の名の下に、地方での人口減少の対応と地域経済の活性化を図る取り組みを進めています。

本市におきましても、人口減少が続いている中、地方創生に積極的にチャレンジし市町村競争を勝ち抜き、生き残っていく必要があります。

地方創生の取り組みについては、「熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた5つの基本施策を平成28年度から特に力を入れて取り組んでいるところです。

1つ目の人口流出抑制対策では、新たに「熊野市地方創生雇用創出基金」を設け、新規雇用の創出や企業立地に向けた支援を実施してまいります。

2つ目の人口流入増加対策では、昨年6月に「熊野市移住・定住促進基本条例」を県下で初めて制定し、移住・定住に向けた支援の実施やPRなどに努めています。

3つ目の人口増加対策では、平成28年度に「熊野市こどもは宝・未来への希望基金」を創設し12事業におよぶ子育て支援に助成・支給を行い、全国的にもトップレベルの手厚い支援を実施してまいります。

4つ目の若者・女性及び元気な高齢者の活躍、5つ目の外部人材、IJUターン者の積極的な受入につきましても、女性の起業への支援や人材の確保、移住者への就業支援など引き続き強力に取り組むを進めてまいります。

これまでも「最重要課題」として力を入れてまいりました「働く場の創出」については、市民の皆さん、事業者の皆さん、議会の皆さんにも是非ともこれまで以上のご理解ご協力、ご尽

力をいただき、市の総力を挙げて、大胆かつ積極的に取り組んでまいります。

また、国の地方創生拠点整備交付金や地方創生推進交付金の活用を見据え、政策間連携や官民協働、地域間連携を意識した効果の高い取り組みを進めてまいります。

2) 大要 1 「活力再生に向けた地域資源を活用した産業振興」について

この分野では「地域資源を活かした、独創性のある産業が発展するまちの実現」に向けて、地域資源を活用した「輸出」と「集客」の促進によって、働く場・雇用の創出を図り、市の活力を生み出していくための各施策に力を入れて取り組んでまいります。

(1) 観光集客については、世界遺産熊野古道を中心に、天空の城として注目を集めている赤木城跡や丸山千枚田、徐福の宮、楯ヶ崎、海水浴場などの観光資源を連携させることに加え、まだ十分に利用されていない市内の隠れた絶景、秘境を発掘し、活用してまいります。こうした取り組みを通じて滞在時間の延長や宿泊の増加に結びつけ通過型の観光地から滞在型の観光地への転換を図るとともに、観光集客を市内全域において一層拡大し、より大きな経済的効果の実現を目指してまいります。

また、道路整備により関西方面からの入込客が増加している紀和地域に道の駅としての基本機能を備えた総合拠点施設を整備し、憩い広場の創出と観光情報等の提供を行うなど地域における活性化、交通、防災等の拠点機能の強化を図ってまいります。

鬼ヶ城や花の窟、木本町本町通りの熊野古道おもてなし館、文化交流センター、紀南ツアーデザインセンターなど中心市街地周辺の観光施設を結ぶ交通手段としての市街地周遊バスやレンタサイクル、観光タクシー事業などを引き続き進め、中心市街地への誘客・周遊を図ってまいります。

さらに、近年増加している訪日外国人観光客について、本市への誘客を図るため、台湾をはじめとする東南アジアを中心とした海外セールスや海外への情報発信の強化を行うとともに、市内飲食店や宿泊施設における Wi-Fi 設備設置に対する補助、指さし会話集等のコミュニケーションツールの普及など、受け入れ態勢の整備を促進してまいります。

大きな経済的効果を市にもたらしているスポーツ集客については、ソフトボールをはじめ、野球、ラグビー、ソフトテニス、柔道の各種スポーツイベント・合宿の一層の誘致拡大に取り組んでまいります。

ソフトボールについては、7月末から全日本小学生男子ソフトボール大会の開催が予定されております。「ソフトボールのメッカ熊野市」として、5月に高校男子、8月に中学・高校女子の「ジャンプ・アップ・ソフトボール」、12月に高校女子、3月に大学女子、日本女子ソフトボールリーグ1部所属チームなどが参加する大会を開催します。野球では、春から秋にかけ「くまのベースボールフェスタ」、夏に「熊野学童軟式野球大会」などを開催します。

ソフトテニスは、8月に中学生男女の各大会、12月には小学生・高校生女子によるソフトテニスフェスティバルを開催します。ラグビーでは中学生・高校生などによるラグビーフェスティバルを、柔道では小学生から社会人までの大会を開催します。

また、昨年開催したスタンドアップパドルボードの大会では世界のトップパドラーが出場するなど大いに注目されました。今後、シーカヤックなどを含めたマリンスポーツの拡大に力を入れてまいります。

熊野古道トレイルランニングレースについては、国内はもとより海外からも参加していただくなど、2016年は世界選手権に向けての代表選考レースにも指定されました。今後とも自転車競技や、紀和町の山中に広がる巨岩群を生かしたボルダリングなど、種目拡大による合宿や大会の誘致を進め、冬場を中心とした集客から一年を通じて安定した集客を図り、一層集客を拡大し、より大きな経済的効果を確保できるように努めてまいります。

(2) 農業については、全国的に農業者の高齢化や耕作放棄地の増加など極めて厳しい状況にある中、担い手確保や農地の有効活用、特産品となる農産物の生産・加工を積極的に推進する

ため「農地所有適格法人（農業公社）」を設立します。

担い手については、法人での研修制度や市単独の支援制度を創設し就農支援をより充実させることでその確保を図ってまいります。

農地集積については、五郷町で活動している集落営農組織「五郷」や、飛鳥町で組織化に向け進められている共同作業などの取り組みを推進することにより集積の加速化を図ります。

また、獣害対策については、引き続き侵入防止柵を設置する取り組みなどを中心に農産物の被害軽減を図ります。

みかんや高菜、新姫、熊野地鶏など熊野ブランドの特産品の振興については、消費者ニーズの把握に努め、消費者に選り好みされる素材提供が可能となるよう6次産業化も含め検討を行います。

販路拡大については、平成26年度から京都府木津川市などで実施している営業拠点販売実証事業での成果が徐々にではありますが表れてきており、農家所得向上のために取り組みます。

平成29年度から新たに高齢農業者の生産意欲の維持増進を図るために、高齢農業者等栽培継続支援事業を実施します。

農業生産基盤の整備については、県営中山間地域総合整備事業などにより農業施設の整備を図るとともに、農道や水路の適正な維持に努めてまいります。

(3) 林業については、林産物の供給のほか、水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の公益的機能が発揮できるよう森林経営計画による森林経営の集約化を図り森林の再生を推進してまいります。

新たに法務局にある森林の情報を利用した「林地台帳」を作成し、森林の所有者等を公表することにより、森林組合や林業事業体等による効率的な森林施業の集約化が出来るように対応してまいります。

熊野材の活用と市内商業振興のために行っている熊野材を使った新築住宅へのレインボー商品券助成については、40歳以上

の市民の方への支援を拡大します。

また、連携協力協定を締結している名古屋学芸大学とは、地域の木材を活用した商品の開発に取り組み、木材の消費拡大を検討してまいります。

さらに、瀬流荘近くの市有林に、コナラなどを植樹することで紅葉の森づくりとして整備し、瀬流荘の魅力アップを図ります。

市有林整備事業では、国県が推進する低コスト造林事業で植林等を実施し市有林の適正管理を行います。

(4) 水産業については、漁家所得の向上、漁村の活性化を目的として、漁業の6次産業化に取り組むとともに、水産物の消費拡大と付加価値向上を図るため、本年3月に完成予定の水産物加工施設を活用して、加工品の開発、製造、販売促進に取り組んでまいります。

また、衛生管理型魚市場での水揚げ作業の効率化や漁港での漁業活動の安全性を向上させるため、遊木漁港北防波堤延長工事や地震・津波対策工事などの基盤整備を引き続き実施するとともに、施設の長寿命化を図るため漁業基盤の機能保全に向けた取り組みを進めてまいります。

加えて、地域おこし協力隊制度を活用した漁業後継者の育成やIJターン者等を対象とする漁業担い手対策事業などを引き続き実施してまいります。

さらに、水産資源の保全と回復を図るため、引き続き種苗放流や水産多面的機能発揮対策に取り組むほか、平成28年度から開始し、一定の成果が見られた間伐材を活用したアオリイカ産卵床設置事業を拡大して実施します。

(5) 商工業については、地域経済が低迷するなか、本市の課題である人口減少の克服に向け持続的な活性化を図ることを目的として、3億円の「熊野市地方創生雇用創出基金」を設けて、雇用の創出に資する市外からのサテライトオフィスなどの企業立地及び市内事業者の事業拡大を積極的に推進する体制を整備

します。

あわせて、市内の事業所に対しては、熊野で働く人材確保推進事業により、事業所見学会や個別相談等を実施し、優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

また、起業・新商品開発などを行う事業者を各機関と連携して支援する専門家派遣制度のほか、事業者が抱えるリスクを軽減することにより起業・事業拡大を促すための支援を行うなど、雇用の創出と市の産業競争力の強化に資する事業を拡大して展開します。

加えて、物産展の開催、チャレンジショップを含めた若者起業への支援を行うほか、中心商店街の活性化に資する事業を支援してまいります。

また、那智黒石の国内唯一の産地に全国でもトップクラスの囲碁愛好者が集う大会として定着しつつあり、さらに規模を拡大していく熊野那智黒碁石まつりを引き続き支援するほか、新たに熊野那智黒石協同組合が取り組む地域団体商標取得事業を支援し、那智黒石を地域ブランドとして確立させることで、さらなる振興策を展開していきます。

3) 大要2「暮らしや生活の安心確保に向けた福祉・健康づくり・子育て支援」について

福祉面では地域の皆さんによる「支え助け合い」を基本としながら、医療・介護など包括的な支援体制を構築し「いつまでも安心して暮らせる熊野市」の実現を図ってまいります。

健康づくりについては、病気や介護の「予防」に重点を置き、地域ぐるみの健康づくりへの取り組みを進めてまいります。

「子どもたち一人ひとりが、心身ともに健やかに育ち輝くまち・熊野」を目指し、少子化・子育てへの支援の充実を図ってまいります。

(1)「超・超高齢社会」という現状を踏まえ、独居高齢者や高齢者世帯の方々が安心して暮らせるよう、独居高齢者を対象とした「元気確認ふれあいノート」の配布・確認をもとに、社会福祉協議会や出張所などによる「元気見守り（安否確認）」の取り組みなどによって、少なくとも週1回の見守りを全地区で実現できるように取り組んでまいります。

高齢者の生きがいづくりや閉じこもり予防のため、高齢者の皆さんが近くの集会所などで、レクリエーションや体操などを気軽に楽しむことができる「高齢者サロン事業」を引き続き実施します。また、住民の意見の集約等を行いながらより良い高齢者サロンを目指し、内容の充実や対象地区の拡大に取り組んでまいります。

高齢者の尊厳ある生活を守るために、地域包括支援センターを中心として、地域住民の皆さんや警察署などの関係機関と連携・協力を図りながら、認知症や虐待などの様々な問題に迅速かつ適切に対応してまいります。

そして、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、介護、予防、医療、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療と介護の連携や認知症施策、生活支援サービスの体制整備等の推進に取り組み

ます。

(2) 健康づくりについては、誰もが心身とも健康で自立した生活を送れるよう、疾病と介護の予防に重点をおいた健康づくりに取り組みます。

そのため、健康診査、各種がん検診については、休日実施や総合健診などの実施体制のさらなる充実を図るとともに、各種健診の受診率向上や特定保健指導の利用率向上に向け取り組みを継続してまいります。

成人の健康づくりでは、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸のため、年齢を問わず誰もが気軽に実施できるウォーキングなど、運動習慣の定着に向け、地域でのウォーキングコースの紹介などにも取り組んでまいります。

また、疾病の予防については、糖尿病に特化した糖負荷検診を新たに実施し、糖尿病対策を強化してまいります。

さらに、健康づくりに参加した市民の方を対象に、ポイントを貯めて商品券等に交換できる「健康増進ポイント事業」を継続して実施し、より多くの方に参加していただけるよう取り組んでまいります。

健康づくり事業については、全地区に配置された元気づくり推進員の協力を得て、PR 方法や各種事業が各地域に応じた内容となるよう工夫して取り組んでまいります。

歯科保健対策については、子どもの歯科保健対策と連携させ、若い内から歯を大切にすることを意識を持っていただくことに重点を置いた取り組みを進めてまいります。

(3) 少子化対策については、子どもの健康を守るためのロタウイルスワクチンなどの任意予防接種費への補助、健康診査、歯科保健事業や不妊治療費・不育症治療費への助成を引き続き実施してまいります。

また、新たに新生児聴覚検査への助成を実施し、子育て支援の充実を図ってまいります。

子ども医療費については、0歳から18歳の医療費を引き続き無料化してまいります。

子育て支援については、「熊野市こどもは宝・未来への希望基金」を引き続き活用し、子育て支援の充実を図ってまいります。

保育サービスについては、保育所・幼稚園の保育料の3歳児以上無料化を引き続き実施してまいります。

また、木本保育所に通う保育園児の安全確保のため、新たに(仮称)認定こども園木本保育所整備事業に着手いたします。

さらに、出産のお祝いとして、10万円分のレインボー商品券の支給についても引き続き実施します。

発達についての支援を必要とする子どもについては、総合相談窓口として設置した「こども発達支援室」を中心に、保健、福祉、教育の3部局が連携して効果的な支援を行ってまいります。

ひとり親家庭への支援については、「高等職業訓練促進事業」などを引き続き実施し、生活の安定、自立を図ってまいります。

また、少子化対策として「婚活サポーター事業」などを引き続き実施し、婚活支援の拡充を図ってまいります。

(4) 障がい者福祉については、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた障がい福祉サービスの充実に、引き続き取り組んでまいります。

(5) 地域医療体制については、紀南病院を基幹病院として紀南医師会やかかりつけ医などとの相互連携により、市民の皆さんに安心いただける救急医療、休日診療を提供するとともに、山間部における医師確保に引き続き努めます。

また、市内の救急出動件数については、引き続き高い状況であり、救急車の適正利用を市民の皆さんにお願いしてまいります。

4) 大要3「質の高い教育と文化の創造」について

この分野では、「人・歴史・文化を育み、心の豊かさに包まれたまちの実現」に向けて、大切な「子どもたちのため」に、より良い学びの場づくり・健全な心身の育成のために学校教育の充実と、市民の文化活動・スポーツによって心の豊かさ・うるおいのあるまちにしていくため生涯学習活動、文化芸術・スポーツのさらなる推進を図ってまいります。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会が重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置等について協議・調整を行うため、総合教育会議を開催します。

(2) 児童・生徒の安全・安心確保のため、学校教育においても、各学校の地理的・地域の実態に応じた、実践的で実効ある防災対策及び防災教育の充実・発展に努めます。

地域に開かれた学校をより一層推進するため、平成29年度から、新鹿小中学校をコミュニティ・スクールとし、「地域とともにある学校づくり」を進めてまいります。

また、小・中学生の学力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

学校給食については、全ての学校において給食を実施するとともに保護者負担を軽減するための助成を行い、給食1食当たり概ね100円とするいわば「100円給食」を引き続き実施します。

遠距離通学やスクールバスでの通学についても引き続き無料化し通学における安全確保を図ります。

さらに、奨学金を貸与された学生が大学等を卒業後、市内に就職した場合に一定条件のもと、奨学金返還を免除する制度を継続します。

学校施設の整備については、児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、各小中学校での窓ガラス飛散防止フィルムの貼付や非構造部材の耐震化等の防災対策をはじめ

環境整備を進めてまいります。

(3) 市民会館及び文化交流センターを文化芸術や生涯学習などの拠点として連携させながら、講演会やコンサート、展示会、各種講座など魅力的な催しを開催してまいります。

文化交流センターについては、市民の皆さんはもちろん、市外からの来訪者にも楽しんでいただけるよう、雛人形展などの企画展示や文化芸術・交流等に関する様々なイベントを定期的に行い、集客交流や情報発信の役割も果たしてまいります。

市立図書館については、図書の貸し出しなどの利用者が年々増加しており、引き続き蔵書数と内容の充実を図るとともに、子ども読書教室など図書館事業を実施してまいります。

(4) スポーツ推進については、スポーツ推進委員、体育協会など関係団体と連携し「生涯スポーツ社会」の実現を目指した取り組みを進め、総合型地域スポーツクラブの支援、大人と子どもの初心者水泳教室などを実施してまいります。

(5) 熊野市駅前広場において、全市民参加型の「絆・賑わい」を目的としたイベントを引き続き開催してまいります。

昨年は、ソレント市との姉妹都市締結 15 周年及び日伊国交樹立 150 年の節目の年を記念してさらなる友好を確認する調印を行いました。今年も、両市の友好を深めるための交流を図ってまいります。

また、奈良県桜井市とは、昨年、友好都市締結 30 周年を記念した調印を行いました。今後も両市の発展に向けたさらなる友好・交流を進めてまいります。

さらに、碁石や神武東征の出発地と到着地などで繋がりのある宮崎県日向市とは、昨年、交流を始めてから 5 年を迎えたことから、両市において「碁石と神武東征がつなぐ協力連携協定」を締結しました。

今年も、これまでの取り組みに加え福岡圏域や中部圏域での

観光物産 PR や市民の皆さんと一緒に「日向ひょっとこ夏祭り」へ参加するなど、日向市との交流について興味関心を持っていただけるよう努めてまいります。

5) 大要4「安全・安心な暮らしの確保と交通体系の整備による利便性の向上」について

この分野では、「人・まち・自然が共生する、安全・安心なまちの実現」に向けて、地震津波等へ備えるための防災対策、景観や文化面などにも配慮した生活基盤の整備や環境対策などの取り組みを進めてまいります。

(1) 市政の最重要課題の1つである「全市民が生き抜く」ための防災対策については、「自分の命は自分で守る」ということを基本に市民の皆さんや地域の自主防災組織などによる防災の取り組みを支援するとともに、市も全庁挙げて取り組んでまいります。

風水害対策では、「熊野市版タイムライン」を運用・検証するとともに台風等の情報の早期周知と早期避難の徹底及び、防災の初動体制の迅速化を図ってまいります。

地震、津波には迅速で確実な避難を行う「発生後3時間を生き抜く対策」とともに「発災後3日を地域で生き抜く対策」として避難所運営に向けた取り組みなどを重点的に進めてまいります。

確実な避難の実現に向け、引き続き家具転倒防止器具の無償取り付けや木造住宅無料耐震診断の実施、耐震補強設計・工事などへの助成を行ってまいります。さらに、一人ひとりの津波避難計画「My まっぷラン」の作成事業地区の拡大や計画に基づく避難訓練を実施してまいります。発災後避難所等への避難や自宅での避難などの状況を示す「黄色いハンカチ作戦」や「白いハンカチ作戦」の実施地区の拡大を図ってまいります。

災害時要援護者対策として、引き続き三重大学などと連携している防災対策介護予防体操を実施してまいります。

避難所運営事業として、三重大学などと連携して避難所運営充実事業や運営体験訓練事業を実施してまいります。また、災害時における物資の受入・配送研修の実施や「備蓄計画」に基づき非常食、飲料水、資機材等を計画的に配備してまいります。

さらに、有馬町の無堤防区間の早期解消などについて、県に対し要望をしております。

(2) 高速ネットワークの早期整備については、東紀州の地域づくりを支え、くらしの安全・安心を支える「命・絆・元気の道」となる紀伊半島を一周する高速道路の熊野尾鷲道路Ⅱ期(尾鷲北 IC から尾鷲南 IC)の早期完成、熊野道路(熊野大泊 IC から久生屋町間)の早期工事着手及び近畿自動車道紀勢線(熊野市から紀宝町間)の未事業化区間の早期新規事業化の実現に向けて引き続き国に強く働きかけてまいります。

国道 311 号や 169 号、県道七色峡線、熊野矢ノ川線などの国道・県道の整備促進、その他狭あいな国道・県道の改良整備促進についても、引き続き県に対し要望をしております。

防災対策の推進と同時にスポーツの振興、集客交流を図ることを目的として、野球場や屋根付練習場を建設するなど防災公園整備に引き続き取り組んでまいります。

公共交通の確保については、市内全域での乗合タクシー等の運行を引き続き実施をしております。

(3) 環境への取り組みについては、緑のカーテン運動の実施や家庭で行う生ごみの堆肥化などを進めるとともに、抜本的なごみの減量化及びリサイクルの推進のため、平成 27 年 10 月に策定した「熊野市ごみ減量化市民行動計画」に基づき実効性のある取り組みを進めてまいります。

老朽化が進んでいるごみ処理施設の整備については、引き続き東紀州 5 市町の枠組みによる広域的な施設整備を検討をしております。

6) 大要5「市民と行政の協働によるまちづくり」について

この分野では、「市民が主役、地域が主体のまちづくり」、「市民本位の行政」をさらに進め、市民の誰もが自ら住む地域に誇りと愛着と自信を持てるよう、市民と行政の協働によるまちづくりを進めてまいります。

「市民が主役、地域が主体のまちづくり」を実現するための重要な地域まちづくり協働事業については、「自助・互助・公助」という補完性の原則に基づき、引き続き市内18地区の協議会の取り組みに対し市職員をアドバイザーとして派遣するほか、「公助」の事業への助成を行い、地域の主体的かつ特色を生かしたまちづくりを進めていただきます。

若者・女性をはじめ市民の皆さんの大切な「声」をより一層市政に反映するため、引き続き「市長への手紙」「市民なんでもダイヤル」などを実施してまいります。

行政においても、「あいさつ運動」を心がけ、より一層親切・丁寧で迅速な行政サービスの実行、「ABC（活動基準原価計算）分析」による徹底した無駄の排除、「もったいない」精神やPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）による行政の効率化の推進などに取り組んでまいります。

また、職員一人ひとりが厳しい現状に危機感を持つと同時に、社会の変化を敏感に感じ取り、前例にとらわれず変化に適応しなければ市の発展はないという姿勢で、常日頃から行政運営に当たらなければなりません。1つの事務事業についてもただ実施するだけでなく、より深く考え市民のため、地域の実情などを踏まえ深く掘り下げ考えることで、市内で一番大きな組織である市役所として、コストに対する高い意識と経営感覚を持ち、最小の経費で最大の効果を上げられるよう努めてまいります。

あわせて、コンプライアンス研修を実施して、市民の信頼を損なう行為をしないよう職員の法令遵守など公務員倫理の徹底につきましても真摯に取り組んでまいります。

市のまちづくりの根幹となる第2次熊野市総合計画について

は、策定に向け総合計画基本構想審議会やまちづくりアンケート等を通じて市民の皆さんからのご意見などをお伺いしていく予定としており、平成 29 年度中の策定を目指して取り組みを進めてまいります。

熊野市議会本会議の情報提供については、市議会と協力し、広報紙などを通じてお知らせするとともに、インターネットによる映像配信とケーブルテレビによる本会議の生中継を引き続き行い、議会活動への市民の関心を高め市政への市民参加を推進してまいります。

4 主な施策

特別項目として「地方創生」に関連しての人口減少対策等の取り組みについてです。

地方創生にかかる取り組みは、「熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の5つの基本施策をもとに進めてまいります。

また、新規事業のみならず、既存事業においても人口減少対策という地方創生の視点を加え事業を進めてまいります。

(1) 人口流出抑制対策

従来から重要と位置付けております「雇用を創出するための産業振興」を基本とした取り組みを進めます。

主な具体的取り組みとしては、新たな雇用を創出する市外からの企業立地及び市内事業者の事業拡大を奨励し、一定基準のもと新たな設備投資や新規雇用の状況に応じて支援するため、「熊野市地方創生雇用創出基金」を創設して必要な財源を確保します。

また、熊野で働く人材確保推進事業により、市内の事業所においてインターンシップを実施するなど、優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

若者の起業を支援する取り組みとしては、商店街の空き店舗をチャレンジショップとして整備し、一定期間貸し出す商店街チャレンジショップ支援事業を継続するとともに、市街地の空き店舗を活用して起業した若者に対し、家賃の2分の1を最高2年間補助する若者起業支援・チャレンジショップ支援事業を引き続き行います。

さらに、起業を目指す若者の経済的支援を促進するとともに、創業、第二創業、新商品開発など、起業する方のほか、新たな取り組みを展開しようとする事業者を対象に経営支援の専門家を派遣する産業競争力強化推進事業や創業・再挑戦をしようとする方が所定の融資を受けた場合の融資額及び保証料の一部を補助する創業支援融資助成事業を継続して実施いたします。

1次産業の取り組みについて農業では、全国的に後継者が不足し耕作放棄地が増加するなか、担い手育成や耕作放棄地を活用して特産品となる農産物の生産を行う「農業公社」を設立します。

また、新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の生活を安定させるため、就農直後の給付金を上乘せして交付する青年就農定住円滑化推進事業を行います。

さらに、当地域の柑橘等の農産物を農業者自らが持ち込み販売を行う営業拠点販売実践事業を引き続き実施いたします。

高齢者の生産意欲の維持増進を図るため、高齢農業者等栽培継続支援事業を行い、農産物の有効活用や高齢者の現状確認に努めます。

林業については、熊野材を使った新たな特産品の開発を進める熊野材を活用した特産品づくり検討事業や熊野材を活用した住宅を建築した方にレインボー商品券を支給する木造住宅建設促進対策事業を引き続き実施してまいります。

水産業については、水産物加工品の開発及び販売を促進する取り組みを行うため、地域おこし協力隊の制度を活用して熊野産の水産物を使った加工品等の開発を行う水産物加工品等開発・販売推進事業を実施します。

観光にかかる取り組みでは、熊野市の自然や歴史、文化を市外・県外へPRするメディア広告、インバウンド対策として観光関連施設へのFree Wi-Fiの設置に対する助成や観光サインの整備を行うなど外国人誘客促進対策事業を引き続き実施し観光客の利便性の向上に努めてまいります。

(2) 人口流入増加対策

市長公室では関係課と連携して移住に関するワンストップサービスを行っています。移住・定住についてより充実した対応ができるよう、引き続き空き家の調査や空き家の有効活用を進めるとともに、三重県や近隣市町と連携した形での都市部における移住相談、フェイスブックや移住を希望する方へのダイレ

クトメールによる情報発信等を通じて、熊野市への移住を進めてまいります。

また、子育て環境が充実した本市の魅力を最大限に活用するため、都市部での移住相談会において、子育てしやすいまちとして子育て世帯を中心とした移住促進 PR を実施してまいります。

移住希望者への支援としましては、空き家改修のための改修費の補助や三重県宅地建物取引業協会等と連携した形で空き家バンクの充実にも努めてまいります。また、山間部への移住を促進させるため、市営住宅第3所山団地への入居を希望する方に対して家賃補助を引き続き行うことで定住促進につなげます。

(3) 人口増加対策

人口増加対策では、2人目3人目を産み育てやすい環境を整備するため、3歳以上の園児を条件なしに無料とする保育所・幼稚園保育料無料化事業を引き続き実施するとともに、出産のお祝いとして10万円分のレインボー商品券の支給についても引き続き実施いたします。

また、低年齢児の保育ニーズに対応するため、家庭的保育事業を新たに1カ所で実施いたします。

さらに、小・中学生の子どもがいる家庭においては、食費にかかる経費が多くを占めることから、学校給食費の家庭の自己負担金を概ね1日100円にする「100円給食」を実施するための学校給食費補助事業、スクールバスの自己負担金を無料とするスクールバス保護者負担無料化事業、遠距離通学児童の定期代の支援を充実させる遠距離児童等通学支援事業、木本高校及び紀南高校へ公共交通機関を通じて通学する生徒に対して通学定期の3分の1を補助する高校生通学費支援事業を継続して実施いたします。

次に、子育て支援にかかる学力向上の取り組みとしましては、小学生を対象として夏休みや冬休みに学習会を開催する地域未来塾事業を実施いたします。

(4) 若者・女性及び元気な高齢者の活躍

健康でいつまでも元気な高齢者として地域で活躍してもらえよう、チェアエクササイズをはじめとする地域住民が主体となった自主的な運動を継続支援するためのくまの健康体操推進事業の実施や、高齢者による高齢者のための憩いのサロンを運営・開催し、高齢者に外出する楽しみや、高齢者の活躍の場を提供いたします。

また、健康に関心のない層の方にも自然と歩くまちづくりの実現を目指す、スマートウェルネスシティを意識した健康増進ポイント事業の実施を進めてまいります。

(5) 外部人材、IJU ターン者の積極的な受入など

第1次産業の担い手の確保を図るための IJU ターン者の受入促進を進めるとともに、地域におけるまちづくりの支援や第1次産業の振興支援を図るため引き続き地域おこし協力隊の採用を進めます。

また、熊野商工会議所等とも連携して、市内事業者が求める人材の確保と移住者の就業を結びつけたマッチング等を行ってまいります。

一方、一度進学等で市外に出た若者のUターンを促進させるため、大学等を卒業した後に市内に就職した者を対象に奨学金の返還を免除する地元定着者の奨学金返還免除事業を引き続き実施いたします。

主な施策の第1は、「活力再生に向けた地域資源を活用した産業振興」の取り組みについてです。

1) 市の活力再生のための「集客」の推進については、「おもてなし」、市内各地の多種多様な観光資源の魅力の向上と熊野古道との連携、ソフトボールをはじめとした各種スポーツ大会の開催や合宿誘致の拡大による集客交流の促進などに努めてまいります。

(1) 観光による集客交流

観光による集客交流については、世界遺産である熊野古道、花の窟、鬼ヶ城をメインに集客を図りながら、天空の城として注目を集めている赤木城跡や丸山千枚田、徐福の宮、楯ヶ崎、海水浴場などに代表される市内の豊富な観光資源・歴史的資源の魅力をより高め、周遊させる取り組みを実施してまいります。

近年増加している訪日外国人観光客については、まず、現に本市を訪れている外国人観光客の実態を把握するため、アンケート調査を行い、その調査結果を今後の外国人観光客の誘客促進に繋げていきます。

また、台湾をはじめとする東南アジアを中心とした海外セールスや海外への情報発信の強化を行い、熊野市を海外に積極的にアピールしてまいります。

外国人観光客の誘客には欠かせない Free Wi-Fi の整備として、市内飲食店や宿泊施設などが設置する場合の補助を行うとともに、指さし会話集等のコミュニケーションツールの普及を行い、外国人観光客の受け入れ態勢の整備を行います。

宿泊業者、飲食店、運輸事業者、物販事業者等々、観光関連事業者が一堂に会し、観光客の集客向上に向けた諸課題についての認識を共有し、連携・協力しての取り組みを行うための組織「熊野市集客倍増・おもてなしアップ推進会議」により、ソフト・ハード面での「おもてなし」と地域資源を十分に活用した「魅力」のさらなるアップに向けて検討を行い、既存の取り組みの拡充・深化、新たな取り組みを大々的・積極的に実行してまいります。

鬼ヶ城センターやお綱茶屋、木本町本町通りの熊野古道おもてなし館、文化交流センター、紀南ツアーデザインセンターなど周辺観光施設と中心市街地を結ぶ交通手段として市街地周遊バスやレンタサイクル、観光タクシー事業などを進め、中心市街地への誘客・周遊を図ってまいります。

情報発信については、熊野市観光大使を活用し、市の魅力、良さを広く国内外に PR してまいります。

また、食の事業については、地元食材を使用し、より多くの飲食事業者の参加を募り、熊野の魅力的な食の PR を行ってまいります。

熊野市観光公社については、市の推進するスポーツ交流のさらなる集客拡大に取り組むとともに、世界遺産熊野古道を核として地域の豊富な観光資源を活用し、熊野の雄大な自然を体感できる体験メニューなどを組み合わせた着地型旅行商品の企画販売のほか、団体客の集客促進については、教育旅行や企業の社員旅行の誘致につながるよう引き続き積極的に取り組んでまいります。

同公社が指定管理者として指定を受けている「三重県立熊野少年自然の家」については、地域が有する優れた自然環境と地域資源を生かした体験プログラムや研修会など魅力ある主催事業を企画し、同公社の旅行業のネットワークなどを通じて広く情報発信を行い、新規利用者の開拓と既存利用団体などの確保を推進し、利用者の拡大を図ってまいります。

本市の西の玄関口にあたる紀和町方面からは、国道 168 号など主要道路の整備によって一層の集客が期待されます。そこで紀和町の中心にあるコミュニティセンターを改修するとともに周辺を整備することにより、道の駅機能に加え特産品直売所や市役所総合支所及び防災や災害時対応が可能な総合拠点としてまいります。そして地域の魅力を発信するとともに市民や来訪者との交流、そして快適な休憩の場づくりを進めます。

また、施設内外には、体験コーナーや憩い広場を設け、長時間の滞在やリピーターを獲得することによって交流人口の増加を図ってまいります。

さらに、B & G 海洋センターや鉱山資料館、足湯施設とも一体化、連携を図り、賑わいの創出と地域観光資源である「丸山千枚田」や「赤木城跡」、「瀨峡」、そして市街地へと誘う交流の拠点としてまいりたいと考えております。

熊野市ふるさと振興公社が管理運営するホテル瀨流荘については、昨年 10 月に大規模改修を終え、新たな装いでより一層快

適にご利用いただける施設の整備が図られました。さらに、運営面においても一層質の高いサービスと料理の提供などによって、お客さま満足度の向上に努めていく必要がございます。そして認知度向上を図るためにエージェントへ積極的な企画プランの提供を行うことによる集客力の強化、とりわけ「城ブーム」「城跡人気」といわれるように、「赤木城跡」には、多くの観光客が訪れています。このブームに乗じて周遊プランなどの充実を図ることによって一層の集客に努めてまいります。さらにネット販売の一層の強化を図ることなどによる売上の拡大を図ります。

また、湯ノ口温泉については、特徴である良質かつ豊富な温泉と熊野材香る温泉施設の人気により、多くの入浴客そして湯治客が訪れておりますが、リピーター客の増大とともに新たなファンの獲得に向けて、積極的なPRを行ってまいります。

鬼ヶ城センターの管理運営については、開業以来熊野市の玄関口として観光客への的確な案内と旬な観光情報の発信を心掛けるとともに旅行エージェントなどへの積極的な営業活動により多くの観光客が訪れております。そして国内からの観光客はもちろん、外国からの観光客も大幅に増加しております。このことから旅行クチコミサイトを通じたPRを積極的に行うとともにメニューの多言語表示などコミュニティツールを充実させることによって一層インバウンド受入れ体制の充実を図ってまいります。

また、特産品の集約・販売とともに地産地消を主としながら四季を通じた魅力ある食事の提供などにより、健全な運営につなげてまいります。

(2) スポーツによる集客交流

スポーツによる集客交流につきましては、ソフトボールをはじめとして、野球、ソフトテニス、ラグビー、柔道など、各競技種目における大会や合宿などを通じ、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地から数多くの方々にお越しいただいており、

この地域に大きな経済的効果をもたらしております。

今後さらにスタンドアップパドルボード、シーカヤック、小型ヨットなどのマリンスポーツ、自転車競技やトレイルランニング、ボルダリングやビーチスポーツなど、熊野の恵まれた自然や地形をいかした種目の取り組みを強化してまいります。

また、引き続きスポーツ集客の拡大を図るため、積極的に合宿、大会などの誘致活動を進めてまいります。

大会等の開催や誘致につきまして、主な種目に関して申し上げますと、ソフトボールでは、7月末から全日本小学生男子ソフトボール大会の開催が予定されており、市といたしましても全面的に協力や支援を進めてまいります。熊野市ソフトボールフェスティバルとして、5月には高校男子による「ジャンプ・アップ・ソフトボール」(16チーム参加予定)の開催を予定しているほか、8月に中学・高校女子による「ジャンプ・アップ・ソフトボール」(28チーム参加予定)、11月に小学生による「熊野ジュニアソフトボール大会」(24チーム参加予定)、12月に高校女子による「熊野選抜」(16チーム参加予定)、3月に日本リーグ加盟実業団と大学女子による「熊野オープン」(14チーム参加予定)、同じく3月に大学女子による「熊野市長杯」(32チーム参加予定)のほか、恒例の「熊野ソフトボールキャンプ」を1月に開催し、「ソフトボールのメッカ」としてさらに認知度を高めると同時に、今後のさらなる集客に向け、全国に情報発信してまいります。

野球では、くまのベースボールフェスタといたしまして、6月の「高校の部」に5校、7月の「中学熊野リーグ」に30校、8月の「中学の部」に16校、11月には県外から10校が参加して地元と合わせた高校15校による「練習試合 in 熊野」が開催されます。

さらに、県内外から選手や保護者の皆さまにお越しいただき、集客交流を図るため、引き続き「熊野学童軟式野球大会」(32チーム参加予定)を開催いたします。

次にソフトテニスでは、8月に中学生の大会(男女延べ480

人参加予定)、12月に小学生・高校生女子を対象としたソフトテニスフェスティバル(延べ400人参加予定)が開催されます。

柔道では、中学生を対象とした練成大会とあわせて紀南柔道大会を2月に開催し、約1,200名が参加される見込みです。

ラグビーでは、6月にラグビーフェスティバルといたしまして、ラグビースクールカップ(6チーム参加予定)と熊野市長杯の高校の部(8校参加予定)を行うほか、9月には熊野市長杯の中学の部の開催を予定しております。

また、大会や合宿などを通じ当地を訪れた選手が、競技や練習に最大限集中できる環境を整えるとともに、滞在中に快適に過ごしていただくために宿泊や食事などの充実を図り、市全体としておもてなしの向上を進めることで、再び当市にお越しただけるよう取り組んでまいります。

今後も「快適な気候と豊かな自然を活かしたスポーツのメッカ・熊野市」のPRを引き続き行うとともに、多くの宿泊を伴う各種大会への支援を行うことは無論のこと、お越しくださいました選手や応援の皆さんが観光もあわせて楽しんでいただけるような仕組みを確立することで、大きな経済的効果が得られるよう取り組みを進めてまいります。

2) 市の活力再生に向けて、「輸出」による農林水産商工業を振興し、地域資源を十分活用した独自性のある高品質な特産品の開発・生産を推進し、地域産業の振興、働く場・雇用の創出に努めてまいります。

(1) 農業の振興・特産品等

農業については、農業者の高齢化などによる耕作放棄地の増加などたいへん厳しい状況にあります。

こうしたなか、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるために、担い手の確保・育成はもちろん担い手への農地集積の加速化の推進とともに自ら農産物生産にも積極的に取り組む「農地所有適格法人(農業公社)」を設立します。

まず、担い手については、今回設立する法人における「研修制度」を創設し就農支援をより充実させるとともに国の制度である「新規就農者確保事業補助金」（年額150万円上限）や平成28年度から市単独事業として実施している「新規就農者経営安定支援金」を積極的にPRしその確保を図ってまいります。

また、ハウスなどの農業施設整備に対し「新規就農者等施設園芸費補助金」（上限300万円）などの支援を引き続き行ってまいります。

農地集積の加速化については、生産性と経営の効率化・安定化のため設立した集落営農組織「農事組合法人五郷」の運営支援に努めてまいります。

また、飛鳥町においては、新たな営農組織立ち上げに向け、まずは水路の共同管理など可能な部分から取り組み始め、理解を深めていくこととしております。

さらに、耕作条件は良いものの耕作されていない農地は、農業公社で集積し唐辛子などの優良品種を積極的に生産し特産品化に向けた取り組みを進めます。

なお、農地・農業用水などの資源の保全管理や環境の保全については、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」を交付することにより支援してまいります。

その他、担い手へ農地集積を図る際、農地中間管理機構を利用した場合、国の「農地機構集積協力金」制度を活用することも可能となるなど、状況に応じて様々な施策を組み合わせ農業振興地域の再生を促進します。

農作物への獣害対策については、防護する取り組みとして引き続き「農産物獣害対策事業費補助金」により、農業者が行う獣害防止柵の設置について費用の一部を助成します。

また、地域住民が協力し自ら侵入防止柵を設置する国の鳥獣被害防止総合対策事業においては、地域の要望に可能な限り応えられるよう進めてまいります。

一方、鳥獣そのものを捕獲する取り組みについては、有害鳥獣捕獲実施隊を組織し効果を上げていますが、今後も猟友会と連携

しながら捕獲による有害鳥獣の減少に努め、農産物の被害軽減を図ります。

都市交流については、丸山千枚田での田植えや稲刈りの集いなどを通じて都市住民との交流を図ります。地域間協定を締結している相模女子大学とは、都市での物産展やインターンシップによる農作業などを通じて交流し、本市と大学のお互いが有益になる形でより一層友好を深めてまいります。

特産物であるみかんや高菜、新姫、熊野地鶏については、一層の振興を図るとともに、事業者等から引き合いの強い優良品種の栽培や加工を加えることにより産地化に取り組みます。

みかんについては、農家所得の向上、高品質化を図るため、引き続き「マルチ栽培」を推進し、敷設費用の一部を補助するなどの支援を行います。またJA三重南紀とも連携し優良品種への転換を促進してまいります。

高菜については、「みえセレクション」に選定されるなど県内外での認知度も向上し熊野の「高菜漬け」としてのブランドが確立され、中小食品関連事業者や大手事業者からも引き合いの強い商材として成長してきました。引き続き、販売の拡大を図る一方、生産基盤強化にも力を入れていくこととしており、地域おこし協力隊による支援を受けながら維持・拡大に努めてまいります。

新姫については、熊野市ふるさと振興公社が自社製造する果汁、ドリンク、ぼん酢のほか、委託製造するアイスクリーム、サイダー、キャンディなどの商品を継続的に販売することで、新姫が熊野市オンリーワンの特産品として認知されつつあります。

引き続き、民間事業者や大手食料品メーカーとの連携を図りながら新姫の原材料販売の促進と積極的なPRに一層努めてまいります。

「優良野菜産地化実証事業」については、農業公社と連携し高菜や唐辛子などに加え、簡易（雨よけ）ハウスを活用した野菜栽培にも積極的に取り組み産地化に取り組みます。

一方、既存農業者の経営体質強化及び経営改善のため、平成26年度から実施している営業拠点販売実践事業を京都府木津川市、

大阪市内の商店街において引き続き実施します。

さらに、高齢農業者においては、生産意欲の維持増進を図るため「高齢農業者等栽培継続支援事業」を展開し、出荷支援などによる生きがいくくりにも努めることとしています。

これらの幅広い取り組みにより農家所得の向上や耕作放棄地の防止に努めてまいります。

農業生産基盤の整備については、県営中山間地域総合整備事業により、南部地区では農道、農業集落道などを実施します。

また、北部地区では、農業用排水路を整備します。

さらに、市内全域を対象とした平成30年度から実施予定の次期計画内容について検討を行ってまいります。

この他、老朽化した農道や水路の維持については、地域の要望も踏まえながら補修工事を行い、適正な維持に努めてまいります。

近年増加傾向にある災害に対しては、その復旧工事について迅速に対応してまいります。

熊野市ふるさと振興公社については、引き続き熊野地鶏、新姫といった特産物の生産・加工・販売事業や丸山千枚田の保全、さらには農業公社事業による農地の保全と活用、農業を通じた人材育成を推進してまいります。

特産物の販売では、熊野地鶏を中心に着実に売り上げを伸ばしているところですが、さらに商品毎に販売戦略をもって売り上げの増加を図っていく必要があります。

地鶏の販売については、平成29年度において25,000羽の販売を予定しておりますが、引き続き都市部における商品展示会でのPRや飲食店、食肉卸売業者への営業を強化し、目標とする30,000羽販売に向けて加速してまいります。

また、地鶏と並んで公社の主力商品となっている新姫については、他の柑橘との差別化を図るため、ブランディングの確立が重要であります。よって新姫のコンセプトを今一度明確にし、顧客の定義付けなどターゲットを絞り、市場におけるポジショニングなど、販売戦略を明らかにすることで、一層顧客の創出を図ってまいります。さらに、他の商品も同様にブランディン

グによる売り上げを増大させるとともに経費削減など健全な運営に努め、ふるさと振興公社が「地域」の核となり、そして一層の雇用が図られるよう引き続き支援してまいります。

「丸山千枚田」の保全については、観光集客はもとより、地域に活力をもたらすこの棚田を貴重な文化遺産として保存会の協力を得ながら引き続き保全管理をしてまいります。そして「田植えの集い」や「稲刈りの集い」などの農業体験を通じ、都市住民と地域住民との交流を推進するとともに「丸山千枚田の虫おくり」などイベントを通じた観光集客などの役割も果たしてまいります。

(2) 林業の振興

林業の振興については、森林が供給する林産物のほか、水源かん養や地球温暖化防止などの機能が発揮できるよう間伐などの森林整備を実施しております。健全な森林は地域住民に多くの恵みを与えると同時に国土保全にも寄与してくれます。そのため、森林の機能が十分発揮できるよう、引き続き国・県の補助を活用して森林環境創造事業などの森林保育事業や森林経営計画による森林経営の集約化を図り、さらに健全な森づくりを行ってまいります。

森林法改正に伴い、新たに法務局の山林情報と三重県の森林資源情報を利用した「林地台帳」を作成し、森林の所有者等を公表することにより、森林組合や林業事業者等による効率的な森林施業の集約化が出来るように対応してまいります。

林業の活性化には木材の需要をこれまで以上に増やすことが大きなポイントとなります。引き続き熊野材を使った新築住宅や増築住宅に対しレインボー商品券によって助成する「木造住宅建設促進対策事業」を行うとともに、床材にも熊野材を利用した住宅で完成見学会を実施した場合、レインボー商品券を上乗せする制度についても引き続き行ってまいります。

平成28年度に緊急若者定住事業分として実施した、40歳以下の方で定住を条件とした100万円助成も引き続き行います。

さらに、平成29年度は、41歳から44歳の方で床材にも熊野材を利用した住宅において、完成見学会の実施を条件に助成の上乗せを行います。

また、市で進めている公共建築についても引き続き「熊野市公共建築物等木材利用方針」に基づき、市内における公共施設の木材利用を推進してまいります。

連携協力協定を締結している名古屋学芸大学とは継続して行政では持ち合わせていないデザインに関する専門的な知識を活用し、「熊野材を活用した特産品づくり検討事業」での商品開発を行ってまいります。

また、この取り組みで提案されたデザインを活用して、市の施設等へ木製ベンチを設置し、熊野材の利用促進を図ります。

林業担い手対策につきましては、引き続きIJターンした林業担い手に対して家賃支援を実施いたします。

「紅葉の森づくり事業」として、市有林を活用し、コナラなどを植樹することで、魅力ある森づくりを行い、地域のイメージアップを図ってまいります。平成29年度は、瀬流荘近くの市有林において景観づくりの一環として実施し、瀬流荘の魅力アップを図ることで、利用客の増加に貢献したいと考えております。

林道については、林業生産活動の基盤であり、住民の生活道路として利用されている路線の維持整備や災害復旧工事を早期に実施してまいります。

また、高代山（たかたいやま）・大井川（おいご）線や皿山（さらやま）線の開設工事を引き続き実施し、県営事業による林道三和片川線、浅谷越線の開設工事を行うとともに、林道の改良・維持補修を実施し、林業生産性の向上を図ってまいります。

平成28年度に策定した林道橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の予防的修繕を行い、施設の長寿命化を進めてまいります。

市有林整備事業では、国県が推進する高率補助の低コスト造林事業で植栽等を実施し市有林の適正管理を行います。

(3) 水産業の振興

水産業の振興については、衛生管理型魚市場及び本年3月に完成予定の水産物加工施設を拠点として、徹底した衛生管理による安全安心の熊野ブランド水産物として確立し、さらなる消費拡大を図ります。

水産資源の増大及び安定的な漁獲量の確保を図るため、引き続きヒラメ、トラフグ、カサゴ、マダイなどの種苗放流を実施するとともに、藻場の回復など漁場環境の保全を目的とした水産多面的機能発揮対策事業など漁業者と住民が一体となった活動に支援を行います。

加えて、間伐材を活用したアオリイカの産卵床の設置については、平成28年度に一定の成果が見られたことから、設置箇所を増やして取り組みます。

漁業担い手対策については、引き続きIJターンした漁業担い手に対する家賃支援を実施するほか、新規漁業就業者の発掘や支援など、漁協による漁業者を確保・育成しようとする取り組みに対し支援してまいります。

また、地域おこし協力隊の制度を活用し、地域おこし協力隊員が個人経営者のもとで修業を行うことにより新たな漁業者を育成する漁業後継者育成事業を拡充して実施してまいります。

漁業関連事業の実施については、より効果的な振興策を実施するため、漁業関係団体などと連携して産地協議会を立ち上げており、引き続き漁業の6次産業化に向けた事業に取り組んでまいります。

加えて、水産物の消費拡大を目的として、水産物加工品の商品化に向けた市場調査、企画、開発や販売のための営業活動を進めます。

水産基盤整備については、遊木漁港での衛生管理型魚市場における水揚げ作業などの漁業活動の安全性を向上させることを目的に、北防波堤を延長し、港内の静穏度向上を図るための工事を引き続き実施してまいります。

また、遊木漁港内の主要な防波堤及び岸壁などの地震・津波

対策工事も実施してまいります。

市内各漁港における既存の施設については、永続的に有効活用するため、国の補助を受けて計画的かつ効率的に施設の更新を行い、長寿命化を図る「水産物供給基盤機能保全事業」を実施してまいります。

（４） 商工業の振興

商工業の振興については、引き続き地域特産品の高品質化と販売力の強化を図り、熊野ブランドとしての特産品の競争力を高めるとともに、中心市街地の活性化と雇用の創出に向けた事業を行ってまいります。

地元商店における購買の活性化を図るため、昨年引き続き充実したプレミアム付きレインボー商品券の発行に対する支援を行います。

多数の商店主が共同して行う街バルなどのイベントや販売活動の PR を支援する「きのもと商い PR 支援事業」など商店主の皆さんとの協働によって商工業の振興を図ってまいります。

加えて、歩いて商店街での買い物を楽しんでいただくことにより、健康づくりと商店街の振興をあわせて行う「歩き楽しむ記念通り商店街実現支援事業」に取り組みます。

さらに、市街地の空き店舗において起業した場合の家賃補助や、金融機関から起業のために資金融資を受けた場合に、融資額及び保証料の一部を補助する融資助成事業、商店街の空き店舗を一定期間貸し出し、新規起業を促すためのチャレンジショップ整備に対する支援や起業、新商品開発、新分野進出などを行う事業者に必要な専門家の派遣を行うなど、特に若者や女性による起業の機運を高めることにより、市の産業競争力の強化に積極的に取り組みます。

（５） 「輸出」の促進

「輸出」の促進については、各地における物産展への参加はもとより、都市部における新たな販路の開拓を引き続き図って

まいります。

「那智黒石」を他地域のものとは差別化し、ブランド展開を進めるため、地域団体登録商標取得に向けた取り組みを支援してまいります。

また、熊野那智黒碁石まつりなどの囲碁大会を通じた都市間交流を行うなど、より多くの方々に熊野市でしか生産されない特産品としての那智黒石を引き続きPRしてまいります。

(6) 雇用の創出・確保

市の活力再生に向けた雇用の創出・確保については、地域資源を十分活用した独自性のある高品質な特産品の開発・生産を推進し、「輸出」を促進するとともに、市内でも消費拡大を図り、農林水産商工業を振興することで、働く場・雇用の創出に努めてまいります。

本年度新たに「熊野市地方創生雇用創出基金」を設け、一定基準のもと、新たな設備投資や新規雇用の状況に応じて支援します。さらに、市外からのサテライトオフィスの誘致を進めるなどで企業立地を積極的に支援するとともに、市内における創業や新商品・新サービス開発、若者の起業に対して必要な支援を行い、その機運を高めます。

加えて、人材を求める事業者と働く場を求める求職者との効果的なマッチングを図るための相談案内窓口を引き続き設置するとともに、就職面接会を実施するほか、地元高校や関係機関との連携をより一層強化し、市内の事業所への就職者数を増やす取り組みを行ってまいります。

主な施策の第2は、「暮らしや生活の安心確保に向けた福祉・健康づくり・子育て支援」の取り組みについてです。

1) 支え合い助け合う福祉の充実に向けて

(1) 高齢者福祉

平成29年1月1日現在、人口17,664人のうち65歳以上の人口が7,313人で、高齢化率約41%という「超・超高齢社会」となっている本市においては、高齢者福祉の充実がより重要な課題となっています。

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、いつまでも元気に健康で安心して生活できるよう引き続き様々な取り組みを進めてまいります。

高齢者の健康づくりについては、高齢者の皆さんができる限り寝たきりや介護の必要な状態にならないよう、「筋力向上トレーニング」や「お手玉大会」、「水中運動」等、気軽に楽しく参加いただける介護予防の取り組みを継続して進めてまいります。

また、地域の高齢者の皆さんが主役となり、身近な場所で定期的に運動を行うことができるよう、「くまの健康体操推進事業」を実施し、自立度に関わらず、気軽に取り組んでいただける「くまの百まで体操」の普及に努めるとともに、地域の集会所等での運動教室をサポートする体制を整備してまいります。

高齢者の生きがいづくりについては、身近な仲間とともに楽しく参加できる「若返りクラブ事業」や、独居高齢者等の見守りや孤独感の解消、閉じこもり防止を兼ね、集会所等で地域の皆さんによるレクリエーションや、体操などを楽しんでもいただく「高齢者サロン事業」等を実施し、高齢者の皆さんが気軽に楽しく参加できるよう、内容の充実を図ってまいります。

また、健康・長寿課が行う事業に参加していただきやすいように、乗合タクシーの無料化を市街地・海岸部・育生、神川地区で実施していますが、平成29年度から新たに飛鳥、五郷地区でも、生きがいづくり・健康づくり等への参加支援として無料

化を目指した取り組みを進めてまいります。

高齢者による社会参加の促進については、「シルバー人材センター」に対し引き続き助成を行い、連携・協力して就労の場を提供してまいります。

「元気確認ふれあいノート事業」については、民生委員をはじめ関係者の皆さんの協力のもと、原則 75 歳以上の独居高齢者で、見守りを希望される対象者のお宅に、いつ、どのような人が訪問したかが一目でわかる「元気確認ふれあいノート」を配布し、週 1 回以上の見守りが実施できるように引き続き全地区で実施してまいります。

また、独居高齢者等の食生活の維持向上や安否確認を目的とする「食の自立支援事業」や、緊急時にボタン一つで消防本部などへ連絡できる「緊急通報装置設置事業」、集落支援員が訪問する「集落支援事業」、独居高齢者等の緊急時における対策として、「一人暮らし高齢者等安心生活確保事業（救急医療情報キット配備事業）」にも、引き続き取り組んでまいります。

また、高齢者の尊厳ある生活を守るために、地域包括支援センターを中心として、地域住民の皆さんや警察署、消防署などの関係各機関と連携・協力しながら、認知症や虐待などの高齢者にかかる様々な問題や相談に対し、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

認知症施策としては、「もの忘れ健診」や「認知症初期集中支援推進事業」の実施により、地域で認知症が疑われる方や、認知症があり適切な支援に結びついていない方、及びその家族への支援を行ってまいります。

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、徘徊のおそれのある認知症高齢者等の支援を行う「徘徊 SOS ネットワーク事業」や、認知症の正しい知識を啓発することを目的とした「認知症啓発推進事業」、認知症の方とその家族や支援者などの地域住民が交流できる場を提供する「認知症カフェ事業」をさらに充実して実施してまいります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療と介護の連携を充実させるため「在宅医療・介護連携推進事業」を実施し、引き続き多職種との連携と住民への啓発を行います。

さらに、高齢者の在宅生活を支えるため、「生活支援体制整備事業」を実施し、地域のボランティアなど多様な主体による、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援してまいります。

(2) 障がい者福祉等

障がい者福祉については、「障害者総合支援法」の円滑な運営に努め、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活をおくるために介護給付、訓練給付、地域生活支援事業など障がい福祉サービスの充実に取り組んでまいります。

サービスの提供体制については、障がい福祉サービスを提供する福祉関係事業者との連携による支援体制の充実に努めるとともに、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう相談支援を行うために設置された「紀南圏域障害者総合相談支援センターあしすと」の運営に対する支援と連携を図ってまいります。

また、障がいのある方の経済的負担の軽減を図るため、市外の施設でサービスを利用する重度障がい者に対する送迎費の補助や訓練施設などへの通所に要する交通費の補助を引き続き実施し支援してまいります。

災害時要援護者対策については、避難行動において支援を必要とする人を対象にした「避難行動要援護者名簿」の作成について引き続き取り組みます。名簿の提供にあたっては、個人情報保護の観点から支援対象者からの同意が必要ですが、地域の民生委員児童委員、消防団、自主防災組織などの地域関係者で活用し、有効に支援が行えるよう、有事に備えることとしています。

バリアフリーの推進については、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守します。また、熊野市身体障害者福祉連合会、紀南バリアフリー研究会をはじめとした地域の

関係障がい者福祉団体等のご意見を伺いながら、誰もがやさしく安心して暮らせるまちづくりの実現を目指してまいります。

2) 健康長寿の推進に向けて

(1) 健康づくり

健康づくりについては、疾病予防及び重症化予防に重点をおいた健康づくりに取り組んでまいります。

地域の健康づくりのリーダー的な役割を担っていただいている「元気づくり推進員」については、平成 28 年度において全地区に設置ができました。引き続き地域での健康づくり事業の推進のため、地域の元気づくり推進員と連携・協力して実施してまいります。

また、市民の皆さんが積極的に健康診査やがん検診を受診し、生活習慣病の対策に関心を持って取り組んでいただけるよう、現在実施している「健康増進ポイント事業」の対象を、健康づくり事業以外にも拡大し、ポイントが貯めやすくなるよう内容を充実させて実施してまいります。この事業は、健康づくりの習慣と関心を高めるため、健診・がん検診を受けていただいた方や、健康づくり事業等に参加していただいた方には、特に多くのポイントを貯めていただくことができ、レインボー商品券などに交換できる事業となっています。平成 29 年度においてもポイントの対象となる事業の拡大やポイントの加算方法を見直し、市民の皆さんに参加していただきやすいものとなるよう工夫してまいります。

誰もが気軽にできる運動として推進していますウォーキングについては、元気づくり推進員にも協力をいただき、日常でも気軽に歩いていただける地域のウォーキングコースの紹介にも取り組んでまいります。

また、2本のポール（ストック）を使ってウォーキングをすることで、運動の効果をより高めることができるノルディックウォークについても引き続き推進してまいります。

また、男性を対象とした「男性のための肉体改造教室」を引き続き開催し、生活習慣病の予防と健康づくりへの意識を高める取り組みを推進してまいります。自分の健康は自分で守るという意識を持っていただき、市民の皆さんに興味を持って事業に参加していただけるよう内容を工夫して実施してまいります。

健康診査については、大腸がん、乳がんなどの各種がん検診と国保加入者と協会けんぽのご家族の方を対象とした特定健康診査を同時に受診できる「休日の集団健診」を平成 28 年度と同様に実施し、がん検診及び健康診査の受診率向上に努めてまいります。

また、新たに糖尿病の早期発見と重症化予防を目的とした事業として、空腹時にブドウ糖を負荷し血糖の上昇具合から糖尿病の傾向を判断する「糖負荷検診」を実施し、糖尿病の指導を強化してまいります。

がん対策については、各種がん検診の受診率の向上を図るとともに、子宮がん検診では 20 歳の方、乳がん検診では 40 歳の方を対象に検診費用の助成を行い、がんの早期発見、早期治療の推進を図ってまいります。また、69 歳以下の対象者に受診勧奨の個別通知を送付し、がん検診への関心を持っていただけるよう取り組んでまいります。

自殺予防の取り組みについては、広報などでの啓発や相談機関についての情報提供、及び個別の相談への対応などに取り組む、市民の皆さんの「心の健康づくり」に努めてまいります。

高齢者の健康づくりについては、介護予防に重点をおき、これまでの栄養改善、口腔機能向上などの教室に加え、たくさんの方が生活の中に運動を取り入れていただけるよう事業を実施してまいります。

また、認知症に関しても、他の疾病と同様に早期発見・早期受診ができるよう引き続き啓発を行うとともに、必要な方には「もの忘れ健診」として、認知機能の確認・相談・指導の場を設けてまいります。

高齢化の進展は、医療・介護などの利用拡大を通じて市民の皆さんの保険料・税負担の増にも結びついています。このことから健康の維持は個人や家庭の問題だけでなく、老若男女を問わず市民の皆さん一人ひとりの社会的責務であるため、年に一度の健康診査の受診と地域ぐるみによる健康づくりへの積極的な参加をよびかけてまいります。

予防接種法に基づく各種予防接種については、おのこの対象者の方に対する内容や、日程などの周知を徹底しながら予防接種率の向上に努めてまいります。

高齢者の予防接種については、「インフルエンザ予防接種」と「肺炎球菌ワクチン予防接種」が定期接種となっていますが、「肺炎球菌ワクチン」については、定期接種の対象年齢が節目年齢の方に限られていることから、それ以外の方に対する接種費用への支援を引き続き実施し、早期の接種が必要とされる方への経済的負担の軽減に努め、肺炎の予防や重症化を防いでまいります。

(2) 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、地域医療の確保と市民の健康保持・増進に大きな役割を果たしています。

しかしながら、被保険者の所得水準の低下による保険税収入の減少、また、構造的に高齢者を多く抱えていることや、医療技術の進歩や疾病構造の変化などに伴う医療費の増大などにより、その財政運営は極めて厳しい状況です。

こうした状況のもと、国民健康保険制度の財政基盤の強化を目的に、平成 30 年度以降、都道府県が保険者に加わり、財政運営の主体を担うこととなっております。市町村につきましては、資格の管理や保険料率の決定、徴収、保健事業の実施等、被保険者に身近な業務を担うこととなっております。

平成 30 年度以降の運営のあり方については、県及び 29 市町が参加する三重県広域化等連携会議において、引き続き協議してまいります。

本市としましても、県や国保連合会などの関係機関と連携して、適切に取り組んでまいります。

増加傾向にある医療費については、特定健康診査や特定保健指導や脳ドック検診費用の助成などの保健事業を進め、疾病の発症や重症化の予防に取り組むとともに、医療機関への適正な受診やジェネリック医薬品の普及促進に努めてまいります。

特定健康診査については、生活習慣病の原因となることが多いメタボリックシンドロームに着目した健康診査で、疾病の早期発見に効果があるとされています。

受診率向上への取り組みとして、各種がん検診と同時に受診が可能な休日集団健診や未受診者への受診勧奨などを実施してまいります。

また、特定保健指導については、生活習慣を改善することにより疾病の重症化予防に結びつくことから、引き続き戸別訪問による訪問指導を実施してまいります。

ジェネリック医薬品については、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額をお知らせする「後発医薬品利用差額通知」やジェネリック医薬品への切り替えを希望していることを、医師や薬剤師に伝えやすくするための「ジェネリック医薬品希望カード」の配布を引き続き実施し、普及促進に努めてまいります。

(3) 後期高齢者医療

後期高齢者医療については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」の制定により、現行制度が改善される方向です。今後も状況を見守りながら運営主体である「三重県後期高齢者医療広域連合」と連携して円滑な制度の遂行に努めてまいります。

(4) 福祉医療費助成制度

[子ども医療費・一人親家庭等医療費・障がい者医療費]

子ども医療費については、0歳から18歳までの対象者について

て自己負担分の全額助成を引き続き行い、子育て世帯における経済的な負担軽減を図ってまいります。

一人親家庭等医療費については、18歳までの児童を扶養している一人親家庭等の母又は父及び児童に対し、自己負担分の全額助成を行い、生活の安定と児童の健全な育成を目的とし、経済的な負担軽減を図ってまいります。

障がい者医療費については、保健の向上と福祉の増進を図るため、一定の障がいがある方に対し自己負担分の全額助成又は自己負担分の3分の2の助成を行い、経済的な負担軽減を図ってまいります。

(5) 医療体制〔地域医療・救急医療・救急業務〕

地域医療の充実については、東日本大震災や紀伊半島大水害による災害を教訓とし、災害に強い地域医療づくりのため、地域の防災性や利便性を考慮しつつ適切に取り組んでまいります。

また、少子高齢化の中にあって健康を保つことの重要性がますます高まっています。市民の皆さんが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らしていただくためには、地域の病院や診療所がもつ特徴を十分に活用し、適切な役割分担と連携により切れ目のない医療を継続的に提供していくことが必要です。

このことから、診療所をかかりつけ医として持つことの必要性と、病状に応じた適切な受診について、地域で行う健康づくり事業や医療ミニタウンミーティングなどにより、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら体制の充実に努めてまいります。

紀南病院については、構成団体の御浜町、紀宝町及び紀南医師会との連携をより密にし、地域医療の基幹病院として医療機能の充実のため、引き続き支援してまいります。

なお、紀南病院では働きやすい環境づくりのひとつとして、勤務する医師に対して研究費を貸し付ける制度により、処遇改善に取り組んでいます。

市民の皆さんに必要とする医療を安定的かつ継続的に提供し

ていくためには、医師・看護師など医療従事者の確保が必要不可欠であります。引き続き三重大学医学部における地域枠推薦制度の活用や、医師確保に対し国、県をはじめ関係機関に必要な働きかけを行ってまいります。特に現在医師不足となっている山間部の診療所については、県や紀南医師会等の関係機関の協力を得ながらあらゆる機会を活用し、医師の確保に努めてまいります。

救急医療体制の充実については、一次救急及び二次救急医療体制の強化のため、紀南病院をはじめ紀南医師会が熊野市社会福祉センター（ふれあいセンター）に開設しています休日の応急診療所での対応や各医療機関の連携の充実を努めてまいります。

また、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合を想定し、医療救護所において医師が初動期の医療救護活動を円滑に実施できるよう、医薬品等の備蓄のさらなる充実を努めてまいります。

救急業務については、救命処置の高度化に対応するため、救急救命士、気管挿管認定救命士の養成を継続的に行い、市民の安全・安心を守ってまいります。

また、傷病者に対する適切な医療機関の選定及び活動に係る医師との事後検証や救命士の再教育などメディカルコントロール体制の充実を図ってまいります。

現在、3台の高規格救急自動車、2台の自動心臓マッサージ器など最新鋭の車両及び資機材を整備しており、今後も高度な救急体制の強化を図ってまいります。

救急出動に目を向けますと昨年市内の救急出動件数は1,030件と、人口に対する救急出動件数の割合が非常に高い状況となっています。救急出動件数の増加は、本来、救急車を必要としない軽症者からの要請が大きく起因していることが救急統計に表れています。出動件数が増加することによって救急隊の現場への到着時間の遅れにつながり、救える命が救えないという事態も想定されることから、救急車の適正利用を呼びかける取り

組みを一層強めてまいります。

また、救命効果の向上を図るため、応急手当に関する正しい知識や AED（自動体外式除細動器）による救命の内容を含めた住民対象の救命講習会の開催を推進してまいります。

3) 少子化対策について

少子化対策（子育て支援）については、「熊野市こどもは宝・未来への希望基金」事業及び「熊野市子ども・子育て支援事業計画」により、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できる社会を目指して適切な支援を図り、子育ての充実に努めてまいります。

(1) 保育サービス

保育サービスについては、現在、公立保育所 5カ所、私立保育園 2カ所で実施しており、就学前の子どもを育てる家庭への支援として、市内に住民登録があり、市内の保育所・幼稚園に在園する 3歳児以上の子どもの保育料無料化を引き続き実施します。

また、木本保育所に通う保育園児の安全確保のため、新たに（仮称）認定こども園木本保育所整備事業に着手いたします。

私立の保育園を運営する社会福祉法人ひまわり会に対しては、運営費の一部に対して補助を行って、0歳児保育や平日 19 時までの延長保育、発達に遅れのある児童を支援するための加配保育士の配置についても支援してまいります。

また、低年齢児の保育ニーズに対応するため、新たに家庭的保育事業を実施してまいります。

私立の有馬幼稚園につきましても、引き続き運営費の負担を行い、延長保育を実施するなど幼児期の保育・教育の充実に努めてまいります。

また、子どもの豊かな心の成長を育む事業といたしまして、入所児童と保護者に絵本を貸し出す事業も引き続き取り組んで

まいります。

(2) 子育て支援・ひとり親家庭支援

子育て支援については、児童の預かりなど「援助を希望する者」と保育サポーターなどの「援助を行う者」との調整を行う「ファミリーサポートセンター」の運営について、NPO 団体に委託して引き続き実施し、育児不安の軽減を図ってまいります。

また、保育サポーター利用料については、小学校就学前までの子育て家庭に対しては2分の1を助成し、小学6年生までのひとり親家庭に対しては4分の3を助成する「子育て家庭保育サポーター利用助成事業」を引き続き実施してまいります。

児童手当についても、子ども1人当たり3歳未満と第3子には月額1万5千円、3歳以上中学校修了までは月額1万円、所得制限を超える方には特例給付として月額5千円を支給してまいります。

在宅家庭への支援としましては、地域子育て支援の拠点である「熊野市子育て支援センターひよっこ」の運営を民間事業者に委託し、民間の活力を導入することでさらなるサービスの拡大・向上を図ってまいります。

乳児期の経済的な負担軽減を図るため、チャイルドシート購入費補助金に加え、出産のお祝いとして10万円分のレインボー商品券の支給を引き続き実施してまいります。

放課後児童対策としては、学童保育を実施する「くまのっ子学童クラブ」に対し、引き続き運営費の補助を行ってまいります。

全国的に増加している児童虐待などについては、本市においても虐待やDVにつながる恐れのある相談が増えつつあることから、福祉事務所が相談窓口となり、紀州児童相談所、女性相談所、学校、民生委員児童委員などの関係機関や地域との連携を強化し、虐待やDVの防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

歯科保健対策については、平成23年度から始めた幼児フッ化

物歯面塗布推進事業が5年を経過し、3歳児の1人平均のむし歯の本数は年々改善しており、徐々に効果が表れてきております。しかしながら、むし歯の罹患者は未だに多いことから、引き続き1歳6カ月から4歳まで半年ごとのフッ化物歯面塗布推進事業を継続し、幼児期の各年代で継続したむし歯予防に対する意識の向上を図り、むし歯の罹患者数の減少に努めてまいります。

また、保護者の予防への意識が子どものむし歯予防に大きく影響することから、平成28年度より始めた妊婦及び3歳児の保護者への歯科検診を継続して実施し、保護者の方にも歯を大切にする意識を持っていただけるよう働きかけてまいります。

予防接種事業については、ロタウイルスワクチン接種やおたふくかぜワクチン接種の費用助成制度を継続し、乳幼児の病気の発症や重症化を予防してまいります。

子どもの健診については、新たに新生児聴覚検査の補助を開始し、出産後の母子の継続的な健康管理と経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、妊婦健康診査14回分の公費負担や、不妊で悩んでいる方に対する特定不妊治療や一般（人工授精）不妊治療に係る医療費、及び不育症治療に係る医療費の補助を継続して実施し、子どもを希望する方への経済的支援に努めてまいります。

このように、対象となる方の経済的負担の軽減に努めるとともに、発達段階に合わせた保健指導や妊娠期から出産、育児支援へと継続した母子支援体制のさらなる充実を図ってまいります。

また、養育支援訪問事業については、養育支援の必要がある家庭にヘルパー等を派遣し、児童とその保護者等に対し支援・指導を行って養育環境を改善することにより、子どもの健全発育を促し、虐待の発生を未然に防げるように努めてまいります。

発達段階において支援や配慮を必要とする子どもに関するワンストップ窓口として設置した「こども発達支援室」については、保健、福祉、教育の3部局が連携して、支援を必要とする

子どもとその家庭に対して、途切れのない効果的な支援を行うとともに、平成 29 年度は、新たに「ペアレントトレーニング事業」を行い、より良い親子関係が築かれるよう支援してまいります。

ひとり親家庭への支援については、引き続き女性相談員を中心とした相談対応と自立に必要な情報提供及び指導を行い、ひとり親家庭の父又は母の就業を促進するための「自立支援教育訓練給付事業」や「高等職業訓練促進事業」を実施するとともに、平成 28 年度から開設した「ひとり親家庭ホットライン」の活用により、これまで以上に相談しやすい体制を整備し、一層の安心、安全の確保と生活の安定、自立を図ってまいります。

市内で 18 歳未満の子どもを 3 人以上子育てしている家庭の経済的負担を軽減するため、平成 20 年度からはじめた「少子化対策・ふるさと商店街子育て支援事業」を引き続き実施してまいります。

(3) 婚活支援

少子化対策のための婚活支援事業については、結婚の意思があっても出会いの機会が少ないという独身男女を引き合せ、交際から結婚までのアドバイスを行う熊野市婚活サポーター事業「くまの縁結びの会」の活動、趣味活動を通して親しくなる婚活サークル事業、出会いのイベントを実施する団体への助成など、様々な形で出会いの場を提供し、結婚から出産へとつながる支援を引き続き行ってまいります。

主な施策の第 3 は、「質の高い教育と文化の創造」に向けての人権尊重、生涯学習、文化芸術・スポーツ推進、国際化の取り組みについてです。

1) 総合教育会議の開催

市長と教育委員会による総合教育会議を開催し、熊野市教育

大綱に基づき、教育の条件整備など重点的に行うべき施策、また児童・生徒などの生命・身体の保護等緊急の場合に行うべき措置について協議、調整を行い、市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ってまいります。

2) 人権尊重社会の形成に向けて

人権尊重の取り組みについては、「人権が尊重される熊野市をつくる条例」に基づき策定された「人権施策基本方針」を基に、人権施策の総合的な取り組みを進めてまいります。

また、人権講演会などの直接的な啓発活動を実施するほか、人や動植物や物を大切にすることで自然と人権意識が芽生えてくるようなまちづくりを進めてまいります。

さらに、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とし、平成 29 年度は、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めた、「熊野市子どものいじめの防止等に関する条例（仮称）」を制定します。この条例の制定により、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応が実現できる環境を、より整備してまいります。

男女共同参画については、東紀州 5 市町連携で実施する映画祭を平成 29 年度は紀北町で開催します。東紀州地域の男女共同参画に対する課題解決に向けて今後も 5 市町で協力して取り組んでまいります。

また、平成 28 年度には、「熊野市男女共同参画ステッププラン（第 3 次基本計画）」を策定いたしましたので、計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

また、この計画に基づいた施策に取り組みにあたり男女共同参画に関する推進条例の制定を検討します。

「あいさつ運動」については、高齢化が進む本市において地域社会を維持していくために必要で大切な取り組みであり、人と人とのつながりを強める絆の再構築を図ってまいります。

また、市外から訪れるお客様に「おもてなしの心」を表すため、市民の皆さんと一緒に「あいさつ運動」を通じた「おもてなしのまちづくり」に取り組んでまいります。引き続き「あいさつ運動」の大切さを伝え、教育・啓発に取り組み、世代など関係なく、市民全員が「あいさつ」を交わせるよう、あいさつ運動の推進拡大を図ってまいります。

3) 生涯学習社会の形成に向けて

(1) 学校教育

児童・生徒の安全・安心確保のため学校教育においても、引き続き「子どもたちの命を守る」ことを第一にした取り組みを行ってまいります。

具体的には、各学校の地理的・地域の実態に応じた、より具体的・実践的な避難訓練を計画的に実施するとともに、学校が避難場所となることを想定し、学校及び保護者や地域住民と連携して、避難所運営訓練や研修を進める中で、学校の社会的責任を果たしてまいります。

さらに、児童・生徒が災害時に「自分の命を守る」ことができるよう、発達段階に応じた教科領域における防災教育の充実を図るとともに、職員研修を充実させ、児童・生徒や教職員が災害への対応力を身につけるための教育や研修を行ってまいります。

学校給食については、中学校給食調理施設の完成に伴い、平成28年度から全ての学校において給食を実施しています。

また、給食費の保護者負担を軽減するために、「学校給食費補助事業」を実施し、小中学生の給食に対し、一定額の補助を継続してまいります。これにより、保護者の皆様の大幅な負担軽減を図ってまいります。

遠距離通学の児童、生徒については、これまでの支援を継続するとともに、保護者からの負担金も引き続き無償化いたします。

また、引き続き有馬小学校区、井戸小学校区、五郷小学校区、

飛鳥小学校区等の遠距離通学を行う児童についても対象とし、支援してまいります。

さらに、市内に住民登録があり木本高校と紀南高校等に公共交通機関を使って通学する生徒に対して通学にかかる費用（定期代）の一部を補助します。また、紀和町上川地区の生徒が、新宮市の公立高校に通学するための費用（定期代）の一部についても補助します。

学校施設の整備については、既存学校施設を適正かつ安全に維持管理していくため、老朽化対策を推進してまいります。

また、子どもたちの安全確保のため、各小中学校での窓ガラスの飛散防止フィルムの貼付や非構造部材の耐震化等の防災対策を進めてまいります。

将来を担う子どもたちの目指す姿を「確かな学力を備え、心豊かにたくましく生きる子ども」と設定し、「基礎的・基本的な学力」を身に付けるとともに「思考力、判断力、表現力」や「豊かな心情」「人権を大切に作る心や態度」などの育成を通じ、生涯にわたって主体的に学び続け、社会の変化に対応できる力を養ってまいります。

このため、引き続き指導主事2人を配置し、幼稚園及び小・中学校の教育活動の指導と支援を行ってまいります。

また、「全国学力・学習状況調査」の結果を活用しながら、児童・生徒の学力と教員の指導力を高めるための研修会を実施し、継続的に各学校における授業の工夫、改善に努めてまいります。

中でも、「学力向上支援事業」として、有馬小学校、五郷中学校の校内研修の取り組みに対し、また、「学力向上特別支援事業」として、木本中学校が実施している学力向上への取り組みに対し、支援を行ってまいります。

さらに、「地域未来塾事業」として、夏休みや冬休みの期間中に、希望する児童に対する学習会を開催します。その講師には、主にこの地域出身の大学生をあて、熊野市へ戻って教育の道を目指すことにも、応援してまいります。

土曜日の授業の実施については、引き続き月1回程度実施し、

「開かれた学校づくり」や「より豊かな教育環境づくり」に向け取り組みを図ってまいります。

また、「開かれた学校づくり」をより一層進めるため、「地域コーディネーター」を配置し、教育ボランティアの活用促進を図り、学力向上の取り組み等を通して地域と学校との連携強化を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等も図ってまいります。

さらに、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進するため、平成 29 年度から、新鹿小中学校をコミュニティ・スクールとし、防災の取り組みを中心として地域との連携を進めるとともに、学校運営協議会の設置等の環境整備を進めてまいります。

英語教育のより一層の充実に向け、国際理解とコミュニケーション能力等の育成を目指し、外国語指導助手（ALT）3人体制を維持し、幼稚園及び小・中学校へ派遣いたします。

また、土日や夏休みなどを利用し英会話教室や英語イベントを開催する「グローバル体験事業」を実施し、グローバル社会に対応できる児童・生徒の育成をめざしてまいります。

「特別支援教育」については、障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育の視点を大切にしながらも、障がいのある児童、生徒一人ひとりに応じた適切かつ、きめ細かな指導・支援を行うため、市単独雇用の「特別支援教育支援員」を配置してまいります。

複雑化する社会情勢や家族形態の多様化などに伴い、大きな社会問題となっている「いじめ」や「児童虐待」の問題などについては、各学校や関係機関と連携しながら未然防止に努めるとともに、実態把握と迅速な対応を行う中で、子どもたちに寄り添った教育を推進してまいります。

また、三重県教育委員会の「スクールカウンセラー活用事業」により、スクールカウンセラーを全校に派遣するとともに、スクール・ソーシャル・ワーカーの活用も積極的に進めてまいります。

「熊野教育支援センター」においては、不登校児童・生徒の心のケア、保護者などへの教育相談、心理カウンセリング、講演会などを実施してまいります。

高等教育等への進学支援については、将来を担う人材の育成のため、経済的理由で修学が困難な生徒・学生に対して、熊野市奨学金給付・貸与事業を引き続き実施してまいります。

さらに、平成 28 年度に設立した「地元定住者の奨学金返還免除制度」では、奨学金制度を利用した若者が、市内へ就職しやすい環境整備を引き続き図ってまいります。

幼稚園教育については、ユニバーサルデザインについての学習を進める中で、車椅子体験や手話学習などを通して、相手を大切にする態度や自然環境を大切にするのできる、豊かな情操と日常生活における正しい理解及び態度の育成に取り組んでまいります。

歯科保健の取り組みについては、引き続き、幼稚園及び小学校のモデル校において、園児、児童の希望者に対して、フッ化物洗口を実施し、むし歯予防に対する意識の向上を図りながら歯率の低下に向け取り組んでまいります。

日本文化及び地元特産品への理解を深める取り組みとして、学校における囲碁教室事業を引き続き実施します。指定校において子どもたちが囲碁に親しむことにより集中力や忍耐力、相手を思いやる気持ちなど子どもたちの豊かな心や生きる力を育ててまいります。

(2) 社会教育

社会教育については、市民会館及び文化交流センターを文化芸術や生涯学習などの拠点として連携させながら、講演会や音楽コンサートをはじめ、展示会、各種講座・研修、イベントなど魅力的な催しの開催を推進してまいります。

また、サークル活動や発表などの場を提供し、市民が主体となった文化芸術活動などを支援してまいります。

文化交流センターについては、駅前立地という利便性を生か

し市民の皆さんをはじめ、市外からの来訪者にも楽しんでいただけるような雛人形展などの企画展示のほか、クマノミチコンサートを定期的に行ってまいります。

さらに、市民や市外の皆さんとの文化交流や情報発信にも活用してまいります。

市立図書館については、図書の貸し出しなどの利用者が平成21年のオープン以来、年々増加しております。市民の皆さんの要望や図書館協議会の意見もいただきながら引き続き図書の購入を進め、蔵書数と内容の充実を図ってまいります。

また、図書館事業として、子ども読書教室や蔵書を紹介する企画展などを実施してまいります。

青少年健全育成については、市民の皆さんや関係機関・団体のご協力をいただきながら、青少年育成市民会議を中心とした子ども見守り活動や愛の声かけ運動などを行ってまいります。

生涯学習については、子どもから高齢の方まで市民の皆さんが気軽に楽しく学ぶことができるよう、多様な学習機会の提供に努めてまいります。子どもを対象とした「囲碁教室」や「チャレンジ科学教室」「親子で花づくり教室」など体験教室の充実を図ってまいります。

また、専門家を招いた講演や文化財めぐりなど、熊野の歴史・文化を中心に学んでいただく「熊野市民大学」を開設するほか、高度情報化時代に対応するための「初心者パソコン教室」をはじめ、「フラワーデザイン教室」「イタリア語会話教室」「学びの広場熊野」「紀和寿学園」など様々な教室を開催してまいります。

また、市民の皆さんが持っている知識・技能を生かすため講師登録をしていただき、学校・地区公民館などへ派遣する「まちの人材活用事業」を引き続き実施してまいります。歴史民俗資料館において、「子ども歴史教室」を実施するほか、紀和鉱山資料館において、石にちなんだ事業や坑道体験など「地域の魅力」の発信を行ってまいります。

(3) スポーツ推進・生涯スポーツ

スポーツ推進、生涯スポーツについては、スポーツ推進委員を始め体育協会など関係団体と連携し、誰もがどこでも気軽にスポーツに親しみ、楽しめる「生涯スポーツ社会」の実現を目指した取り組みを推進するとともに、スポーツ施設の整備と適切な運営管理に努めてまいります。

さらに、総合型地域スポーツクラブの「くまの健康スポーツクラブ」と「ふれあいスポーツクラブ紀和」の運営を支援し、市民一人ひとりが少なくとも一つのスポーツを楽しみ、週1回以上スポーツを通じた健康づくりやふれあい交流ができるよう連携して取り組んでまいります。

また、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに国民の期待が高まりつつある中、本市においても、平成30年の全国高等学校総合体育大会ではソフトボール(男子・女子)、平成33年の三重とこわか国体ではソフトボール(成年女子)とラグビーフットボール(成年男子)の実施が予定されております。これらの大会が、熊野市を訪れる方々や少年少女をはじめとする市民の皆さんに夢と感動を与えるとともに、競技の楽しさを伝えることができる、心に残る大会になるよう準備を進めてまいります。

紀和B&G海洋センターにおいては、大人と子どもの水泳教室、高齢者を対象とした転倒・寝たきり予防教室を引き続き実施するほか、大紀町スイミングクラブとの子ども交流水泳教室を開催してまいります。

4) 市民文化の創造に向けて

(1) 文化芸術

文化芸術については、文化協会、文化支援委員会と連携して、市民文化祭を始め、コンサートや展示会などを開催し、市民の皆さんに鑑賞の機会を提供するとともに、市民サークルの文化芸術活動を支援してまいります。

世界遺産熊野参詣道伊勢路（熊野古道）及び地域の歴史的遺産や伝統文化などについては、環境保全指導員や文化財専門委員、地域の方々と連携しながら環境の保全、管理に努めてまいります。

地域住民の活動拠点である各地区の公民館や集会所については、地域の要望を踏まえ、必要に応じて改修整備や修繕などの支援を行ってまいります。

（２） 国際交流

国際交流については、引き続き姉妹都市であるイタリア・ソレント市及びブラジル・バストス市との情報交換などを行い、相互理解と友好を深めてまいります。

平成 29 年度は、5 月下旬に開催される三重国際ウィーク 2017 にあわせて姉妹都市であるバストス市及びソレント市の展示会を行う予定としております。

また、昨年発足した「熊野市国際交流推進協議会」が企画する事業の活動を支援してまいります。

さらに国際化が進む中、児童の国際交流と理解のため、児童海外研修協議会を通じて小学生を姉妹都市ソレント市に派遣してまいります。

（３） 地域間交流

地域間交流については、昨年友好都市提携を結んでいる奈良県桜井市とは、友好都市締結 30 周年を記念して新たに調印を締結したことから、さらなる両市の発展を図るための取り組みを進めてまいります。

また、碁石や神武東征の出発地と到着地などつながりのある宮崎県日向市とは、昨年、交流を始めてから 5 年目を迎えたことから、「碁石と神武東征がつなぐ協力連携協定」を締結しました。

平成 29 年度は、両市の強みを生かし、福岡圏域及び中部圏域での観光物産展の開催や市民の皆さんと一緒に「日向ひよっと

こ夏祭り」へ参加する予定としています。今後も友好をさらに深め、2020年の記紀編さん1300年を見据えた取り組みを進めてまいります。

主な施策の第4は、「安全・安心な暮らしの確保と交通体系の整備による利便性の向上」に向けた地震津波等へ備えるため防災対策、景観や文化面などにも配慮した生活基盤の整備や環境対策などの取り組みについてです。

1) 本市の美しい環境と空気、水、自然を守るための環境にやさしい取り組みを推進してまいります。

今日、環境を取り巻く課題は、世界規模で取り組むべきものと捉えられています。昨年11月には、2020年以降の温暖化対策の新たな枠組みとなるパリ協定が米、中、EUなどの批准により既定数に達し発行となりました。

パリ協定の下、深刻化する地球温暖化に対して、世界では取り組みが始まっています。

国においても、昨年11月にパリ協定の締結を決定し、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比26%削減するという目標達成に向けた取り組みを始めたところです。

本市においては、市民の皆さんのご協力のもと、ごみの減量化やリサイクルの推進、ポイ捨てや不法投棄の防止など生活環境の保全に向けた取り組みを進めていますが、身の回りの環境を守り、後世に豊かな自然を引き継ぐためには、市民の皆さん、事業者の方々、そして行政がそれぞれの役割を果たすことが必要です。

今や市民の皆さんに広く定着し、大きな効果が出ている「マイバッグ持参運動」や、各自治会や婦人会、学校などを対象に実施している「ごみ分別説明会」などを通じ、市民の皆さんにはごみ問題に関心を持っていただいております。本市のごみ排出量は年々減少していますが、家庭系ごみの1人当たりの1日のご

み排出量は、平成 25 年度実績で 972g と、県内 14 市中ワースト 1 となっています。

今後、ごみを大きく減らすためには、全国の多くの自治体で導入され、大きな効果を実証されているごみの有料化も避けては通れない課題ですが、市民の皆さんの大きな負担に繋がることを考えますと、まずは有料化によらない方法でさらなるごみの減量化とリサイクルを推進するため、「熊野市ごみ減量化市民行動計画」を策定し、平成 28 年度からの 3 年間で平成 25 年度と比べて市民 1 人 1 日あたりの総ごみの排出量を 11%、燃やせるごみの量を 20%削減することを目標にしました。

引き続き、昨年 4 月から実施している資源プラスチック類の分別をはじめ、雑紙類の分別の徹底や生ごみの水切りによる軽量化の推進に加えて、平成 29 年度は家庭から出る生ごみの自家処理の推進や草木類の分別と資源化についての検討を行うなど、市民の皆さん一人ひとりに、ごみ減量化とリサイクルの推進に結びつく具体的な取り組みについて周知をはかり繰り返し協力を呼びかけながら、削減目標の達成に向けて取り組みを進めてまいります。

環境美化については、不法投棄防止対策として、不法投棄監視員によるパトロールのほか、監視カメラや啓発看板による抑制、関係機関との連携などの対策を強化してまいります。

河川などの水質保全については、引き続き、「地域まちづくり協働事業」など市民団体の活動と連携しながらその支援を積極的に行うとともに、「生活排水処理率 40%」を目指し合併処理浄化槽の普及促進に努めてまいります。

地球温暖化対策については、温暖化の進行を抑制し夏場の冷房によるエネルギー消費量の削減に効果があるとされている緑のカーテン（壁面緑化）について、市民の皆さんが 1 人でも多く参加いただき、省エネに関心を持っていただけるよう運動推進に努めてまいります。

施設については、平成 22 年度より整備を進めてまいりましたし尿処理施設が、昨年 3 月に完成しました。今後も施設管理を

徹底し、長期に安定した施設運用に努めてまいります。

また、老朽化が進んでいるごみ処理施設整備については、東紀州5市町の枠組みによる広域的なごみ処理施設の整備を検討しており、現在は5市町の共同で尾鷲市を建設候補地として検討を進めているところです。引き続き広域的な施設の整備を検討してまいります。

2) 美しく魅力ある景観の整備に向けて

(1) 市街地整備

景観や文化面に配慮した基盤整備については、第1次熊野市総合計画や熊野市都市マスタープランに基づき、排水路整備やまち並み景観整備などによる美しく調和のとれたまちづくりに計画的、合理的に取り組んでまいります。

高速道路開通に向け、中心市街地内に鬼ヶ城センターやお綱茶屋、熊野古道おもてなし館などの集客拠点整備などを官民協働でソフト・ハードが一体となった整備を進めてまいりました。

これらの集客拠点施設に観光客などを誘客し周遊させて賑わいや経済的効果を創出するための仕組みづくりとしては、観光客がこれらの施設を周遊できるよう市街地周遊バスの実証運行を引き続き実施するほか、市民団体などが実施する各種事業や地域の行事との連携など、これまでに整備してまいりましたハードの効果を最大限に生かすソフト面の施策を積極的に推進してまいります。

また、観光客を対象とした市街地周遊の取り組みのほか、中心市街地の活性化と健康づくりを組み合わせたスマートウェルネスシティの考えによる、「住んでいるだけで自然と歩き、健康になれるまちづくり」に向けた取り組みを進めてまいります。

これは、「歩くことによる健康づくり」と「自然と歩くことにつながる賑やかなまち」づくりを同時に進めるものです。

具体的には、歩く楽しみを得るためには、魅力ある景観づくりが重要なことから鬼ヶ城センターやおもてなし館などの集客

施設において季節の花を飾る取り組みを行うとともに清潔感を保つための草刈などの景観整備を引き続き行います。

また、まちに「賑わい」があることが自然と歩くことに繋がることから「いこらい市」の歩行者天国も引き続き行います。

さらに、いこらい市への来客を促進させるため、いこらい市開催期間中の乗合タクシーの運行も引き続き実施してまいります。

(2) 花いっぱい運動

花いっぱい運動については、平成 11 年から開始していますが、多くの市民の皆さんのご理解とご協力をいただき、国道 42 号沿線を季節の花で彩る取り組みや美しい草花を通じて交流の輪を広げるオープンガーデン熊野など市内のいたるところで様々なかたちで定着しています。

市内で花づくりを楽しまれている個人の庭を一般に公開していただくオープンガーデン熊野は、延べ 10,000 人の方に訪れていただきました。庭主の方にお聞きしたところ、県外からリピーターとして何年もお越しいただいている方や熊野古道を歩きに来た古道客の訪問増加、高速道路開通効果による県北勢・中勢地域からの来訪者が増えているとのお話を伺っています。

今後も地域における花いっぱい運動の取り組みを進めるため、集落支援員を活用した花栽培の普及や子供たちと家族、地域をつなげる小学校花いっぱい運動を引き続き実施してまいります。

(3) 公園整備等

三重県広域防災拠点施設と連携する大規模災害時に市全体の防災拠点としての機能を有しつつ、スポーツの振興や集客交流の推進を図るため、野球場や屋根付練習場などを備えた防災公園の整備に引き続き取り組んでまいります。

3) 安全で快適な居住環境の充実に向けて

(1) 風水害・地震・津波対策、災害復旧、河川改修、砂防事業

本市は年間降水量が 3,000 ミリ前後と多く、集中豪雨や台風の常襲地域で、しばしば、風と雨による被害を受けております。昭和 33 年 8 月に国から台風常襲地帯として指定されました。そういった中、風水害対策には、平成 27 年度に策定した当面 2 日前からの、「熊野市版タイムライン」に沿って引き続き台風等の情報の早期周知や防災の初動体制の迅速化を図ってまいります。

三重県内に大きな被害をもたらすとされる南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、平成 26 年 3 月に三重県が過去最大・理論上最大クラスの 2 種類の「平成 25 年度地震被害想定結果」を発表しました。100 年から 150 年くらいの間隔で訪れる地震を「過去最大クラス地震」とし、現実の歴史には残っていないが、理屈の上では、襲来してもおかしくないと考えられる、とてつもなく大きな地震を「理論上最大クラス地震」としました。市としましては、防災対策として想定すべき地震は、過去 100 年から 150 年周期で幾度となく熊野地方を襲い本市でも何十人も尊い命が失われるなど、大きな被害をもたらしてきた「過去最大クラスの地震」です。これをレベル 1 と位置づけ、自助・互助・公助の取り組みの結集により、人的、物的被害を出さないハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策をしっかりと行い、「全市民が生き抜く」ための防災対策を推進してまいります。

耐震化等の対策については、引き続き防災啓発指導員による家具転倒防止器具の無償取り付けや自主防災会への器具の無償配布、木造住宅無料耐震診断の受診の啓発を行ってまいります。

また、耐震補強設計・補強工事、耐震シェルター設置への助成を行ってまいります。

確実な避難につきましては、引き続き地域が主体となった一人ひとりの津波避難計画「My まっぷラン」の作成事業を実施してまいります。これは、住民一人ひとりが「より安全な場所」はどこで、どこを通過してそこへ行くべきかを考えて一人ひとり

のベストを尽くした避難を考える取り組みです。これまで有馬町芝園、志原尻、中の茶屋・サントウン、木本町親地町、二木島町・二木島里町、木本町5班・7班自主防災会、井戸町松原地区・赤坂地区で実施しました。平成29年度は、井戸町の1地区と有馬町の1地区で実施してまいります。

また、実践的な避難訓練の実施、避難路の整備、避難誘導標識の設置など引き続き行ってまいります。

観光客の防災意識の向上を図るため新鹿海水浴場や道の駅「熊野・花の窟」で津波避難訓練を引き続き実施してまいります。

発災直後の安否確認のため、家にいる家族が全員無事避難した場合に玄関先にハンカチ等を掛ける「黄色いハンカチ作戦」や自宅で安全に避難している場合に白いハンカチを掛ける「白いハンカチ作戦」の実施地区の拡大を図ってまいります。

災害時要援護者対策として、これまで新鹿町、遊木町、二木島・二木島里町、木本町で三重大学等と連携して月2回ゴムバンドを使った防災対策介護予防体操を実施しました。これは、高齢者自身が体操によって足腰の筋力をつけ、地震・津波発生時には、他人に頼ることなく自分自身の足で高台の避難場所まで避難すること目的として実施しました。平成29年度は、この取り組みを引き続き木本町で実施してまいります。

災害発生直後の障がい者家庭の安否確認を迅速に行うため黄色・白色のハンカチを配布し、玄関先に掲げる取り組みを進めてまいります。

また、障がい者の方が、避難所での周囲からの支援を受けやすくするため、障害の種類を記したスカーフを作成し配布してまいります。

防災情報の提供については、非常時には、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）、市ホームページ、ケーブルテレビの文字放送などによって、市民の皆さんに迅速で正確な情報の提供に努めてまいります。防災ラジオの経年劣化により、アダプターの故障が相次いでいることから、引き続き有償(500

円)での配布を行ってまいります。

また、地震発生直後の応急対策活動等に役立てるため三重県が運用している DONET(ドゥーネット)を活用した津波予測・伝達システムの導入に向けて取り組んでまいります。

これまでは、発災時の避難を中心とした防災対策を重点的に進めてきましたが、大災害時には長期的な避難所生活が強いられる可能性が高くなります。防災対策においては、発災時のみならず避難所運営を含めて地域の実情や特性に応じた避難所の良好な生活環境の確保に向けた対策を講じておく必要があります。これまでモデル地区として新鹿町、遊木町、有馬町芝園地区で三重大学等と連携してワークショップ、実地訓練等を通じて「地域の避難所運営マニュアル」を作成してきました。平成 29 年度は金山小学校避難所運営充実事業として、三重大学等と連携して金山、久生屋、有馬町の方を対象としてワークショップ等を実施し、マニュアルの充実を図ってまいります。

また、金山小学校の体育館で 1 泊での避難所体験訓練を実施し避難所運営の課題等を検証し、災害時における物資の受入・配送研修も実施してまいります。

避難所整備事業につきましても「備蓄計画」に基づき避難者が最低 3 日間過ごせるだけの非常食、飲料水などや生活必需品、避難所運営に必要な資機材等を計画的に配備してまいります。

新たに市民の備蓄状況の把握と備蓄に対する必要性の意識向上のためのアンケートを実施してまいります。

また、本市のような小規模な自治体組織での防災対策には限りがあることから、万全な防災対策を推進するため引き続き各課の課長補佐を兼務とし全庁的に防災対策に取り組んでまいります。

有馬町の無堤防区間の早期解消や井戸川樋門 1 号の遠隔化などについては、引き続き県に対して一層の整備促進を要望してまいります。

砂防事業については、通常砂防事業が五郷町の桑谷川、新鹿町の奥西谷川、飛鳥町の雨東谷川や台風 12 号により被害を受け

ました井戸町の大馬谷川支流、金山町の市谷川で県により実施されます。

急傾斜地崩壊対策事業については、甫母町、二木島町、木本町地内などで進められます。

(2) 消防業務

消防業務については、東日本大震災や台風 12 号による豪雨によって多くの尊い命が奪われたことを教訓とし、火災や震災、津波、豪雨などの各種災害からかけがえのない市民の生命と財産を守るため、職員に高度な知識や技術を習得させ、職務遂行能力の向上を図るとともに、消防設備の充実や、消防団及び自主防災組織体制の強化など消防力の一層の強化を図ってまいります。

昨年 5 月に開催された伊勢志摩サミットについては、熊野市消防本部から救急隊 2 隊 6 名と予防警戒員 2 名の応援部隊を派遣し、消防特別警戒に協力して各国首脳等の安全確保に努めました。

消防車両については、本部の老朽化した消防ポンプ車の更新を行うなど計画的な更新整備を進めてまいります。

消防設備については、消防ポンプや消防ホース、空気呼吸器など火災・救助資機材を計画的に更新し、警防・救急・救助体制の維持に努めるほか、万一の火災に備え消防水利を確保するため、引き続き消火栓の設置を進めてまいります。

集中豪雨などによる自然災害や南海トラフ巨大地震の発生による大規模な災害発生の事態を想定し、孤立した集落への救援や情報収集を行うため、自動二輪バイクによる災害用バイク隊を設置しており、へき地・山間部などの防災対策の強化を図ってまいります。

また、迅速な災害への対応を図るために、警防活動資機材を配備し、消防団についても簡易デジタル無線を配備するなど整備を進めてまいります。さらに実践的な活動を目指すため、県緊急消防援助隊合同訓練、警防技術交換会に積極的に参加する

とともに、紀勢地区広域消防組合消防本部及び三重紀北消防組合消防本部との3消防本部合同訓練を実施し、相互連携と技術の向上を図ってまいります。

消防通信指令システム及び消防救急デジタル無線については、最新鋭の設備に更新整備したことにより機能的かつ効率的な消防救急システムが確立されました。また、津波・浸水対策のため、庁舎2階に通信指令室を移設することで災害に強い安定した消防救急業務の継続遂行が確保されました。

消防団については、平成29年度から出動手当を従来の4,500円から5,000円に引き上げを行うなど消防団員の待遇改善を図りつつ引き続き消防団員の確保の取り組みを行ってまいります。

今後も消防団に大きな力を発揮していただくため、三重県消防学校幹部科や1日教育の警防講習会入校などで団員の教育訓練の推進に努めてまいります。

消防団車両については、平成29年度に新鹿分団波田須軽積載車を老朽化のため更新整備するなど消防ポンプ車や小型動力ポンプ等を随時更新配備し、資機材につきましても計画的に整備してまいります。

また、消防団とともに地域防災力の要となる自主防災組織の知識や技術の向上を目指した講習会や自主防災組織の訓練指導に努めてまいります。

火災予防対策の充実強化については、市民の防火・防災意識の高揚を図るために広報活動を推進してまいります。防火対象物に対する指導、査察を強化するとともに、危険物施設の事故を未然に防ぐため、保安検査、立入検査などを実施し、施設の適切な保安管理の徹底を図ってまいります。

消防法によってすでに義務付けられている住宅用火災警報器の設置については、住宅火災によって尊い命を失うことのないよう、市防火協会と連携しながら全ての住宅に早期設置されるよう取り組みを強化してまいります。

(3) 防犯対策

防犯については、全国的に未だ後を絶たない振り込め詐欺をはじめとし、マイナンバー制度に便乗した悪質な手口などの特殊詐欺被害を防ぐため、引き続き毎月のキャンペーンを実施し、注意喚起及び意識の高揚を図ってまいります。

また、関係機関や地域住民の皆さんとともにパトロールなどによる防犯活動を実施し安全で安心して暮らせるまちを実現してまいります。

全国的に暴力団を社会全体で排除する活動が推し進められている中、市としては、市民及び暴力追放に取り組む各種団体と連携し、あらゆる暴力の排除をめざし、平和で明るい熊野市を築いてまいります。

(4) 交通安全対策

交通安全対策については、交通安全フェスタや交通安全出前講座等の開催、反射材の着用推進、自転車通学に対するヘルメットの購入費の補助を行います。

また、四季の交通安全運動等を通して、シートベルト・チャイルドシートの着用の推進、飲酒運転の根絶等の啓発活動を行うなど関係機関、団体と連携して、子どもから高齢者までの交通事故防止に取り組んでまいります。

さらに、運転技能に不安を覚えた方に対して「運転免許証自主返納制度」を周知するとともに、カーブミラーや飛び出し注意看板等の設置を行うなど交通安全施設の整備を図ってまいります。

(5) 消費生活

近年、携帯電話やインターネットなどの情報通信の発達や高齢化の進展などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。それに伴い、消費者トラブルも複雑・多様化しています。

市では引き続き、市民なんでもダイヤルなどの相談窓口を設

けるとともに、消費者被害を予防するため、啓発活動の強化を図ります。

また、悪徳商法の勧誘や特殊詐欺等の被害にあうことを防止するため、新たに警告メッセージと録音機能を備えた通話録音装置を貸し出すことにより、安心して安全な消費生活の確保に向けて取り組んでまいります。

4) 生活基盤の整備、高速道路から生活道路までの道路や排水路などの整備を促進してまいります。

(1) 住宅・住環境

市営住宅については、長寿命化を促進するため公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画的な修繕による予防保全的管理を行ってまいります。計画の内、地震防災対策として、市営住宅向イ山団地などの中層団地では屋上に設置されている高架水槽を撤去し、地上水槽からポンプにより各戸に給水する方法への改修を段階的に実施いたします。

安全で快適な居住環境の向上を目的に生活基盤の整備といたしまして、市内全域の生活道路について側溝を含めた道路改良を計画的に実施してまいります。

平成 29 年度も引き続き IJU ターン者を受け入れる環境を整備するため、市内の空き家の実態調査を行うとともに、空き家情報公開制度の充実やお試し住宅のさらなる利用促進、空き家の有効活用について取り組んでまいります。

(2) 道路網整備

高速道路の整備については、平成 25 年度に長年にわたる地域の悲願でありました熊野尾鷲道路と紀勢自動車道（三重県区間）が全線開通いたしました。

この全線開通により、各都市圏からの交通アクセスの利便性が格段に向上し、観光客の増加や地域間交流、地域医療の変化、物流の安定供給、災害時におけるリダンダンシーの確保など経

済の好循環が図られ様々なストック効果が現れております。地域の発展のためには、これらの高速道路ネットワークを将来にわたって最大限に活用し、地域の活力向上に繋げていくことが非常に重要であります。

今後も紀伊半島を一周する高速道路のミッシングリンク解消に向け、平成 24 年度に新規事業として採択された熊野尾鷲道路Ⅱ期（尾鷲北 IC から尾鷲南 IC 間）の早期完成、平成 26 年度に新規事業化されました熊野道路（熊野大泊 IC から久生屋町間）の早期工事着手及び近畿自動車道紀勢線（熊野市から紀宝町間）の未事業化区間の早期新規事業化に向けて引き続き国に強く働きかけるなど、道路網の整備に全力を挙げて取り組んでまいります。

市では、熊野尾鷲道路Ⅱ期、熊野道路及び近畿自動車道紀勢線の早期建設促進に資するため、引き続きあらゆる面において協力を行うとともに、今後も関係市町及び関係団体と協力して事業の促進、早期完成に向けて国・県に要望してまいります。

国道 311 号については、甫母地区の道路整備促進や他の地区においても改良、交通安全、災害防除の事業推進を県に働きかけてまいります。

また、本市の西の玄関口として大変重要な一般国道 169 号の奥瀬道路Ⅱ期が平成 27 年 9 月に完成し、平成 28 年度に奥瀬道路Ⅲ期（小松～小森～下尾井間）も新規事業化されました。紀和町小川口から奈良県十津川村竹筒の国道 169 号の交差点までの国道 311 号改良促進についても、1.5 車線的な整備も完成しましたが、この区間内には大型バスの通行に支障となる狭隘箇所も残されていますので、早期整備について関係機関へ要望してまいります。

一般国道 169 号は、東紀州地域と関西圏を最短距離で結び、物心両面にわたる交流ネットワークを拡大させ、産業や観光振興を図るための最重要路線であり、南海トラフ巨大地震の際には「紀伊半島アンカールート」として重要な役割を担う路線となっております。平成 28 年度に新規事業化されました伯母峯峠

道路の早期工事着手、法面崩壊危険個所の安全対策、池原ダム湖・七色ダム湖沿いの急カーブや狭隘箇所の早期解消、橋梁の耐震・補強や災害に強い防災対策に重点を置いた取り組みについて三重県、奈良県、和歌山県と連携し、国に要望してまいります。

また、三重県道路事業計画における事業実施箇所の国道 169 号の神川町土場地内においては、平成 21 年度から土場バイパス事業に着手しており、橋梁を含む新土場トンネルの開通に向け工事が進められています。

そのほか、国道 309 号五郷町の寺谷工区の狭隘箇所等についても、安全で安心して通行できるよう引き続き県に対し事業推進を強力に働きかけてまいります。

県道の整備については、道路の拡幅や災害防除、交通安全としての歩道の整備など、着手事業の継続とともに、新規事業の採択についても県に対し強く要望をしているところです。

市道の整備については、生活関連道路を中心に道路改良事業などを進めるとともに、国の交付金制度を活用した道路施設の老朽化対策として、平成 27 年度より着手している側溝・舗装の整備を進め、市民の皆さんの安全・安心の確保、豊かな生活環境の向上を図ってまいります。

橋梁については、長寿命化を図る観点から、点検・修繕計画により計画的に補強、補修工事を実施してまいります。このほか、生活道路の簡易な補修、舗装については原材料などの支給のほか、市職員で補修等を実施するなど、公共工事を含め適切な方法で実施してまいります。

(3) 公共交通等の確保

路線バスをはじめとした公共交通の確保については、民間バス路線が廃止された 5 路線のバスを市によって運行するとともに、民間赤字バス路線を維持するための赤字額の一部補助を引き続き実施してまいります。

また、熊野市全体の公共交通のあり方を考える中で、高齢者

がより安心して利用しやすい地域公共交通システムを検討してまいります。

平成 22 年度から運営主体の地元 NPO 法人と地域の皆さんとの強い絆で運行が開始された五郷町の公共交通空白地有償輸送については、地域の皆さんが気軽に利用できるきめ細かな交通手段として利用が進むよう、引き続き支援してまいります。

昨年 10 月には、今まで乗合タクシーや公共交通空白地有償輸送を運行していなかった、海岸部及び育生・神川地区、飛鳥町の一部地域においても、乗合タクシーや公共交通空白地有償輸送を整備することができました。このことにより、市内全域で、自宅からの移動手段を確保できたことになりました。

今後も熊野市全体の公共交通のあり方を考える中で、各地域の実情に合った利用者がより使いやすい費用と利用のバランスのとれた交通システムを構築するため、地域住民の方と協議を重ねながら取り組みを進めていきます。

主な施策の第 5 は、「市民と行政の協働によるまちづくり」として、市民が主役のまちづくりの実践、市民サービスの向上と行政の効率化への取り組みについてです。

1) 市民と行政の協働によるまちづくりに向けて

(1) 議会中継・議員活動の充実強化・市民参加の推進等

熊野市議会本会議の情報提供については、広報紙などを通じてお知らせするとともに、インターネットによる映像の配信とケーブルテレビの文字放送のチャンネルを利用した生中継を、市議会と協力して引き続き行ってまいります。

本会議の様様を市民の皆さんにわかりやすくお知らせすることにより、開かれた議会を目指すとともに議会活動への関心を高め、市政への市民参加を推進してまいります。

地方自治の進展により、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大するなか、地方議会が住民の付託に応え、より積極

的・効果的な議会活動を行うことが求められてきています。議会の果たす役割がますます重要になってきていることから、引き続き議員の調査活動の充実強化を図るため、研修や視察等の事業を実施します。

「活力ある熊野市」を目指し、地域活性化や産業振興などの市の施策を推進する上で、「若者・女性による元気な熊野市懇談会」のような次代を担う若い世代や女性との意見交換・提案の場を必要に応じ開催し、意見や提案を可能な限り各施策に反映していくとともに、新たな取り組みにチャレンジしようとする若者や女性に対する支援を充実・拡大していきたいと考えています。

引き続き「市民なんでもダイヤル」「市民なんでもボックス」「市長への手紙」や市ホームページにある市役所宛のメールを通して市民の皆さんの提案、要望などを聞かせていただき、市政に反映できるように努めてまいります。

また、「安心して暮らせる熊野市」を目指して、「暮らしのなんでも相談」「無料法律相談」などを通して市民の皆さんからの心配事や要望についても、適切に対応してまいります。

広報紙については、市の取り組みや行政情報を積極的にお伝えするとともに、楽しんで読んでいただけるように地元特産品が当たる「広報クイズ」の連載や、市民の皆さんから応募された4コマ漫画・心温まる写真を掲載します。また、子どもからお年寄りまで多くの市民が登場することで、親しみが感じられる広報紙づくりに努めます。市ホームページやケーブルテレビの文字放送でも、最新情報を市民の皆さんに提供してまいります。特に市のホームページについても、これまで以上の情報提供を進め、データのオープン化に努めてまいります。

(2) 地域おこし協力隊・まちづくり協議会等

市内の過疎・高齢化が著しい地域において、地域おこし協力隊や集落支援員を配置し、コミュニティ機能の維持や地域の活性化を図るとともに、地域とともに進める空き家活用や移住促

進について検討を進めてまいります。また、移住・交流に関する都市部への積極的な情報発信も同時に行います。

市のまちづくりの基本理念である「市民が主役、地域が主体のまちづくり」を実践する取り組みが、市内全 18 地区で活動している地域まちづくり協議会の活動です。

その活動は地域の課題や問題に対して、自らできることは自分たちで行う「自助」、地域でお互いに助け合う「互助」、市民と行政で協働して取り組む「公助」の補完性の原則に基づき、地域住民の皆さんの創意工夫によって主体的に行われています。

各まちづくり協議会にて策定していただいている「第3次地域まちづくり総合計画」は、今年で3年目を迎えます。

各地域の実情を踏まえた特色ある協働事業を、今後も市民の皆さんの共通の認識として進めていただけるよう、市職員で形成するコミュニティ形成推進チームを各まちづくり協議会へアドバイザーとして派遣するほか、地域まちづくり協働事業への支援を引き続き行ってまいります。

まちづくりや市民活動への参加のきっかけとなるように子供からお年寄りまで楽しめる市民が主体、市民が参加しやすい、全市民参加型の「絆・賑わい」を目的としたイベントを熊野市駅前広場において引き続き開催します。今年で6回目を迎えるにあたりイベント名称を「オール熊野フェスタ」に改め、地域住民の皆様とともに企画立案を行い今まで以上により良いイベントを実施してまいります。

また、三重県やみえ市民活動ボランティアセンターとも連携しながら、市民活動への支援に取り組んでまいります。

2) 市民本位の行政に向けて

(1) 総合計画

市総合計画については、平成 29 年度までの後期基本計画に基づき市民の皆さんをはじめ事業所や各種団体などと市行政との協働によるまちづくりを進め、共に力を合わせて市勢の発展を

実現してまいりたいと考えております。

各施策における取り組みについては、目標を念頭に置いた計画の着実な実行と、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づく結果志向・成果重視の効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。

また、昨年から「平成 30 年～平成 39 年」までの熊野市の基本的方向性を示す第 2 次熊野市総合計画の策定を進めております。

今後は、第 2 次熊野市総合計画の策定にあたり熊野市総合計画基本構想審議会等を通じ、市民の皆さんの様々なご意見を伺いながら策定を進めてまいります。

（２） 効率的・効果的な行政システム、健全な行財政運営

定員管理及び職員給与の適正化については、熊野市集中改革プランの趣旨を継承して職員の削減を行いました。しかしながら、今も一般会計予算に占める人件費の割合は小さくないため、人口当たり職員数の動向などを考慮しつつ、行政サービスの質を低下させることなく、職員の意識改革や一般職非常勤職員等の活用、機構改革や民間委託の検討などによる適正な定員管理に取り組んでまいります。

また、徹底して無駄を排するとともに、事務事業に要する人件費はもとより減価償却、光熱水費などを可能な限り明らかにし効率化を図る「ABC（活動基準原価計算）分析」を継続して進め、コスト構造・内容の「見える化」によって、職員一人ひとりが事務事業の費用対効果やトータルコストを意識した業務改善の取り組みに努めてまいります。さらに市民の視点に立った市民サービスの向上を図るため、行政手続きや申請書類の簡素化・迅速化、情報提供の拡充に努めてまいります。

（３） 職員の資質向上

職員の資質向上については、コーチング研修、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）研修を実施して、その一環として

平成 28 年度から若手職員による業務に係る提案の訓練も行い、職員の能力向上や市民の皆さんとのコミュニケーション能力向上、さらには職務遂行を通じた部下の育成・指導などに努めてまいります。

また、職員がイベント等での司会を行えるよう司会者養成研修を実施するとともに、これまで熊野古道の魅力を多くの職員が情報発信できるよう行っていた現地研修を、今後は熊野古道以外の観光名所にも対象を広げて実施してまいります。

加えて、平成 19 年度から実施している民間企業への職員派遣事業を引き続き実施してまいります。

職員が法令や職務上の義務を遵守するなど公務員倫理を徹底し、市民の信頼を損なう行為をしないよう、引き続きコンプライアンス研修を実施するとともに、地方自治の基本法である「地方自治法」等についての基礎的な知識を再確認するため、新たに地方自治法等研修を実施してまいります。

市民の意見を基に率先して市政を改革していくことが「市民本位」の効果的、効率的な行政の実現に資することになります。こうした「職場の風土改革」の実現を目標とし、引き続き職員が現場で実践できる意識改革を行ってまいります。さらに、平成 28 年度から導入した人事評価制度を常に改善しながら、能力・実績に基づく人事管理を行う等、より高い能力を持った職員の育成に努め、市役所全体の士気高揚と公務能率の向上に努めてまいります。

(4) 行政サービスの向上

市民意識調査「まちづくりアンケート」及び市役所全課を対象とする職員のあいさつや事業内容などに関して「市民満足度調査」を引き続き実施し、市の行政サービスに対する市民の皆さんによる外部評価をいただき、行政サービスのさらなる向上を図ってまいります。

各出張所については、日頃から地域の状況に応じた地域コーディネーター的機能の充実に努めているところです。また、地域内

の独居高齢者などの元気確認が非常に重要であるとの認識のもと、出張所職員が定期的に個別訪問するなど、区長や民生委員の皆さんと連携して地域の皆さんの安全・安心生活の支援を行ってまいります。さらに、地域おこし協力隊員や集落支援員が配置されている地域については、出張所職員との情報共有を図り、連携して地域の様々な課題の解決に向けて協力してまいります。

また、地域におけるまちづくりの拠点として、今後、福祉、まちづくり協議会などに加え、産業振興などの面でも機能を発揮するとともに、災害時に備え本庁や自主防災組織などとの通信連絡体制を強化するなど、地域での防災支援体制を推進してまいります。

(5) 電子自治体等地域情報化

高度情報化社会に対応した電子自治体の推進については、マイナンバー制度が平成 28 年 1 月から利用が開始され、平成 29 年 7 月には全国の行政機関との情報連携も始まることから、引き続き、関係機関と連携しながら総合運用テストの実施とマイナポータルを始めとする本番環境の整備を進めてまいります。

また、マイナンバー制度等の情報化施策を推進する上では、個人情報保護や情報セキュリティ対策が不可欠であります。日本年金機構の個人情報漏えい事案は地方公共団体への警鐘と捉え、三重県、県内市町等とも連携しながら、情報セキュリティ対策の抜本的見直しを図ってまいります。

市民の皆さんとの情報共有については、市のホームページやケーブルテレビによる文字放送をこれまで以上に活用し、よりきめ細かな情報提供に努めてまいります。

5 おわりに

冒頭でも申し上げましたように、高速道路が開通したことなどにより熊野古道や花の窟、鬼ヶ城などへの観光客の増加が今後も期待できるほか、和歌山県・奈良県の国道 311 号が改良されたことから丸山千枚田、赤木城跡への観光客が増加しており、観光を始め、市の産業・経済全般において大きな発展のチャンスが訪れています。さらに昨年 10 月に道の駅に認定された「熊野・花の窟」にはこれまで以上に多くの観光客が訪れています。こうしたチャンスを逃すことなく、あらゆる分野における施策を力強く進めてまいります。

また、「地方創生」への対策については、①人口流出抑制対策、②人口流入増加対策、③人口増加対策、④若者・女性及び元気な高齢者の活躍、⑤外部人材、IJU ターン者の積極的な受入などを中心として、それらの効果を着実に実現できるようこれまで以上に創意工夫をこらし、力強く取り組みを進めてまいります。

市内各地にあるまだ活用されていない観光資源や空き家、有休地、歴史・文化などの地域資源を掘り起こし、集客交流はもちろんのこと、幅広く産業・経済の振興を図り、市全体で活力を取り戻し熊野市再生を是非とも成し遂げなければならないと考えております。

大きなチャンスを迎えている今こそ、市内で最も大きな組織である市役所においても全職員が厳しい現状に対する危機感を持ちながら、市民の皆さん、事業者の方と力を合わせ、市を挙げて活力再生のための様々な取り組みを大胆かつ積極的に推進していかなければならないとの強い思いを持っています。

繰り返しになりますが、市勢の発展は行政だけでは実現し得るものではありません。市の活力再生の正念場にあって、市の発展のため今後とも議員の皆さんをはじめ市民の皆さんのご理解とご協力が是非とも必要です。皆さんの積極的なまちづくりへの参加を心よりお願い申し上げ、市の活力再生への、そして「活力があり、安心して暮らせる熊野」の実現に向けての施政方針とさせていただきます。